

平成 30 年 9 月

江南市議会総務委員会会議録

9月12日

江 南 市 議 会 総 務 委 員 会 会 議 録

平成30年9月12日〔水曜日〕午前9時30分開議

本日の会議に付した案件

議案第52号 江南市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

議案第54号 江南市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正について

議案第61号 平成30年度江南市一般会計補正予算（第4号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

企画部

総務部

の所管に属する歳入歳出

消防本部

の所管に属する歳出

第3条 債務負担行為の補正のうち

総合計画管理システム借上料

第4条 地方債の補正のうち

臨時財政対策債

議案第64号 平成29年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について

のうち

企画部

総務部

会計管理者の補助組織

消防本部

の所管に属する歳入歳出

監査委員事務局

議会事務局

の所管に属する歳出

行政視察について

常任委員会の研修会について

出席委員（8名）

委員長	幅	章郎	君	副委員長	東	猴	史	紘	君
委員	東	義喜	君	委員	古	田	みちよ		君
委員	牧	野	圭佑	委員	伊	神	克	寿	君
委員	山	登志浩	君	委員	藤	岡	和	俊	君

欠席委員（0名）

委員外議員（0名）

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	松	本	朋彦	君	議事課長	石	黒	稔	通	君
主査	梶	浦	太志	君	主任	前	田	裕	地	君

説明のため出席した者の職、氏名

市長 澤田和延君

企画部長 片野富男君

総務部長 村井篤君

消防長 長谷川久昇君

地方創生推進課長 坪内俊宣君

地方創生推進課副主幹 稲波克純君

地方創生推進課副主幹 矢橋尚子君

秘書政策課長 茶原健二君

秘書政策課主幹 河田正広君

秘書政策課副主幹 間宮徹君

秘書政策課副主幹 田中元規君

市民サービス課長 貝瀬隆志君

市民サービス課主幹 前田茂貴君

市民サービス課副主幹兼布袋ふれあい会館館長兼布袋支所長

影 山 壮 司 君

行政経営課長

安 達 則 行 君

行政経営課副主幹

梶 田 博 志 君

行政経営課副主幹

山 内 進 治 君

税務課長

本 多 弘 樹 君

税務課主幹

須 賀 博 昭 君

税務課副主幹

前 田 昌 彦 君

収納課長

村 田 いづみ 君

収納課主幹

金 川 英 樹 君

総務課長

高 田 昌 和 君

総務課主幹

浅 野 武 道 君

総務課副主幹

三 輪 崇 志 君

会計管理者兼会計課長

中 村 信 子 君

会計課副主幹

春日井 真由美 君

監査委員事務局長

小 林 悟 司 君

消防総務課主幹

杉 本 恭 伸 君

消防総務課副主幹

日下部 匡 彦 君

消防予防課長

高 島 勝 則 君

消防予防課副主幹

山 本 育 男 君

消防予防課主査

畑 毅 君

消防署長

谷 宣 夫 君

消防署東分署長	森	山	和	人	君
消防署主幹	上	田	修	司	君
消防署主幹	花	木	康	裕	君
消防署主幹	上	村	和	義	君
消防署主幹	黒	谷	高	夫	君
消防署副主幹	山	本	進	悟	君
消防署副主幹	増	田	光	師	君
消防署副主幹	水	野	信	貴	君
消防署副主幹	栢	本	忠	幸	君
消防署副主幹	柴	山	浩	一	君
消防署副主幹	蟹	江	雅	紀	君

○委員長 おはようございます。

少し定刻より早いですけれども、皆様おそろいですので、ただいまから総務委員会を開催させていただきます。

本日はまだ9月ということで、クールビズも可ということで進めさせていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、まず当局から御挨拶をお願いいたします。

○市長 皆様、おはようございます。

去る8月30日に9月定例会が開会されて以来、連日終始、熱心に御審議を賜り、まことにありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件でございます。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。

○委員長 それでは、本日の委員会の日程でございますけれども、付託されております議案第52号 江南市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを初め4議案の審査を行います。委員会の案件が終わりましたら、委員協議会を開催いたしますので、よろしく願いをいたします。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序につきましては、付託順により行います。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されております。質疑・答弁とも簡潔明瞭をお願いをし、挙手の上、委員長の指名後に発言をしてくださいますよう、議事運営に御協力いただきますようお願いを申し上げます。

委員外議員の御発言については、またお見えのときに。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、その間は退席していただいても結構です。

議案第52号 江南市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正につ

いて

○委員長　それでは最初に、議案第52号 江南市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○市民サービス課長　それでは、議案第52号について御説明申し上げますので、議案書の9ページをお願いいたします。

平成30年議案第52号 江南市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてでございます。

1枚はねていただきまして、10ページには江南市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案を掲げてございます。

次のページ、11ページには条例案の新旧対照表を掲げてございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　それでは、これより質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

○牧野委員　質問じゃなくて確認ですが、この条例訂正はこれでいいと思うんですけど、委任状で代理申請で。これって、江南市がそういう事例があつてするのか、それかやっぱり国か県からこういうふうにも補足、修正したほうがいいのかって直すことになったか、どちらでしたかね。

○市民サービス課長　現在、江南市のほうは、この印鑑登録証の亡失の届けについて、代理人の申請を認めていないということで、市民サービス課の窓口のほうでたびたび代理人が来られない状況といったものがございます。その際には、市民サービス課の職員が実際に介護保険施設であるとか、病院であるとか、御自宅で要介護状態だったりするわけですけれども、そちらへ出向きまして、御本人さんに直接お会いするというようなことで申請をいただいてくるというようなやり方をしております。

近隣の他市町が、全てこの亡失の届け出につきましても代理人申請を可能としているというところから、今回江南市におきましてもこの条例改正をお願いしたいということでございます。

- 牧野委員　よくわかりました。
- 委員長　ほかにございますか。
- 東委員　きちっと全部見ていないんで申しわけないんですけど、そもそもこの亡失の届けというときの、代理人でオーケーですよということなんですけど、もともと届け出とかいう場合は、代理人はできたんですか。
- 市民サービス課長　登録の申請に関しては、もともと代理人申請が可能です。
- 東委員　できたんですね。なくした場合で、逆に言えば、この場合の細かい規定はわからないんですが、多分委任状があればできるという言い方だったと思います、説明のときにね。それで、具体的には正式な用紙を用意するとかいうことなのか、それとも別に自分が勝手に委任するのようなものを持ってくれば問題ないというようなことなんでしょうか。
- 市民サービス課長　委任状のひな形については、一応こちらのほうでも御用意をさせていただくということでございます。
- 東委員　よく委任状の場合だと、要は委任する人の自筆とか、よくあるような気がするんですけど、先ほどたまたま介護施設などに出向いてやるだとかいう例を出していただきましたけど、例えば御本人自身がそういう自筆ができないような場合とか、実際にそういうようなことも、それにかわるものができるということなんでしょうか。
- 市民サービス課長　御本人さんの意思確認等、できないといったような状況もあるかとは思いますが、とりあえずその申請の届け出を出される側で委任状の様式を整えていただいて提出していただくことによって、これを認めていくというような形になろうかと思えます。
- 東委員　今の話、よくわからないんですけど、その意思確認はどのようにやるかというのがよくわからないんで、様式さえ整っておれば基本的には問題ないと、用紙としてね。だから、そういうのが書類上のことで通っていけば、それで問題ないよという言い方ですけどね。

以前、よく代理人のことで、勝手にという言い方は変ですけど、議場でもそういう議論が出たときがあったんですけど、そういうことができたんじゃないかとか言われて。そういうことは、現状、今のところ書類さえ整ってお

れば、これは別に通していきますよと。亡失の場合ですからいいんですけどね。届け出の場合も今、代理人はオーケーだという話でしたけど。わかりました。

○委員長　ほかにございますか。

○山委員　亡失届というのは、そんなにたくさんないと思うんですけど、何件ぐらい出るんですか、年間。

○市民サービス課長　亡失の届けについて、正確な数というのをちょっと把握してなくて申しわけないんですが、印鑑登録の廃止については、平成29年度1年間で967件ございまして、職員に聞いたところによりますと、これの8割方が印鑑登録証の亡失を伴った届けであるということでありまして、年間700から800件の届けが出るということでございます。

○委員長　ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　それでは、質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時37分　休　憩

午前9時37分　開　議

○委員長　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第52号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第54号　江南市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する
条例の一部改正について

○委員長　続いて、議案第54号　江南市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

- 総務課長 議案第54号につきまして御説明申し上げますので、議案書25ページをお願いいたします。

平成30年議案第54号 江南市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正についてでございます。

はねていただきまして、26ページには江南市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案を、27ページにはその条例案の新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

- 委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

- 東委員 申しわけありません、ちょっと条文の理解ができなくて申しわけないんですけど、新旧対照表の第2条のほうですか。ビラの作成の公費負担というのがあるんですけど、この第5条に定める額の範囲内で、前条のビラを無料で作成できると書いてあるんですけど、この条文の意味合いは具体的にどういうことなのかをちょっと御説明いただけますか。

- 総務課長 第5条におきまして、ビラの作成について7円51銭という規定があります。その7円51銭以内であれば、全額公費負担をさせていただくということでございます。

- 東委員 公費負担は決まっておるという意味なんですけど、この無料で作成できるという言い方が、ちょっとよく意味が理解できなかったんですけど。

- 総務課長 まず、ビラの作成ですと印刷業者さんと契約していただきまして、届け出していただきます。それで、請求いただきます業者さんのほうに直接支払わせていただきますので、それで候補者の方には負担をかけないという形で、この無料でという記載をさせていただいております。

- 牧野委員 きノウ、森ケイ子さんが聞いてくれたんでわかったんですけど、ちょっと私、もう一回確認しておきたいんですが、市長は1万6,000枚、2種類以内のビラが作成できて、1枚7円51銭だから、掛けると12万160円まで公費負担ができる。その同じことが議員に対してもできるということですか、これは。

- 総務課長 議員につきましては4,000枚となりますので、4,000枚掛ける7円51銭、約3万円ぐらいになります、その分が負担されるということでございます。
- 牧野委員 だから、議員は4,000枚ということですね。それが2種類で。この中には、はがきというのが入っているんですか、入っていないんですかね、4,000枚には。
- 総務課長 はがきにつきましては、従来より2,000枚とございます。それは変更ございません。
- 牧野委員 わかりました。そうすると確認で済みません、2,000枚のはがきと2種類のビラが4,000枚までできますよと。その4,000枚には、何か証書をもって一々張らなきゃいかんと、こういうことですかね。
- 総務課長 そのとおりでございます。
- 牧野委員 わかりました。
- 山委員 きのうの議案質疑にもありましたけど、1枚当たり7円51銭という単価というのは、何か根拠があるんですか。国が何か示すとか、総務省が示しているものとか。独自の基準なんですか、これは。
- 総務課長 この7円51銭につきましては、公職選挙法施行令のビラ作成の公営ということで、国の選挙につきまして7円51銭と規定がありまして、その規定をそのまま採用させていただいております。
- 山委員 印刷屋さんにもその分、上限の範囲内で支払えるという話を伺いましたけれども、これは単なる印刷費なんですか。デザインとかも、自分で平打ちしてつくる程度のビラだったらいいんですけど、きちっとしたビラだったらデザイナーさんに頼んでつくってもらいたいんですけど、それは含まれない。
- 総務課長 それも全て含んで7円51銭でございます。
- 山委員 あと、ちょっと要望なんですけど、この証紙ってすごく小さいですよ。張りやすいものにしてもらいたいんですけどね。余りにも小さいとね。余りにも大きいと困るけどね。どうなんですか。
- 総務課長 一応、切手の半分程度の証紙を予定しておりますが、約13ミリから19ミリ程度のもので、余り大きいと隠れてしまいますので。
- 山委員 あと、これは立候補届を出すときにポスターも一部、見本で出す

じゃないですか。これも見本で出すんですか、ビラというのは。ポスターって、立候補届を出すときに一応、見本で出しているじゃないですか、たしか。これも出すんですか。

○総務課長 事前審査をお願いしておりますので、そのときにポスターとこのビラもあわせて提出いただきまして、確認させていただきたいと考えております。

○山委員 事前審査の対象になるということですね。

○総務課長 はい、これも事前審査の対象になります。

○山委員 わかりました。

○伊神委員 済みません、これも確認だけど、2種類で4,000枚ということだけど、1種類で2,000枚と聞いていたんだけど、1種類しか出さない場合は2,000枚までしかできないということですか。

○総務課長 2種類まで4,000枚ということですので、1種類でも4,000枚できます。

○伊神委員 1種類で4,000枚でもいいわけね。

○総務課長 はい。2,000枚、2,000枚という決めもございませんので、2種類まで4,000枚ですので、1枚で4,000枚でも結構でございます。

○伊神委員 あと、いわゆるポスティングはだめということで、新聞折り込みで頼めばいいということだったんですが、折り込みの手数料も出ますか。

○総務課長 それは、申しわけないですが出ないです。あくまでも印刷費でございます。

○伊神委員 わかりました。

○東委員 先ほど、従来のポスターと同じような形で事前審査はありますよという話なんですけど、ちょっと詳しい内容がわからないのでいかなのですけど、例えばビラの大きさとか、あるいは内容だとか、例えばどういう記載があるだとか、記述内容、そういうようなものも何か事前審査対象になるんですか。

○総務課長 ビラの大きさにつきましては、A4サイズ以下と決まっておりますので、そちらについては対象になります。記載方法につきましては、特段の制限はございませんので、そちらについては指定はされておられません。

○東委員 何を書いてもいいって言い方は悪いですけど、内容は別に特に規制するものではないと。

○総務課長 規制するものではございませんが、ビラの表面に頒布責任者及び印刷者の氏名、住所を書いていただくという決まりはありますが、それ以外については指定はございませんので。

○委員長 ほかによろしいですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時45分 休 憩

午前9時45分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第54号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第61号 平成30年度江南市一般会計補正予算（第4号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

企画部

総務部

の所管に属する歳入歳出

消防本部

の所管に属する歳出

第3条 債務負担行為の補正のうち

総合計画管理システム借上料

第4条 地方債の補正のうち

臨時財政対策債

○委員長 続いて、議案第61号 平成30年度江南市一般会計補正予算（第4号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、企画部、総務部の所管に属する歳入歳出、消防本部の所管に属する歳出、第3条 債務負担行為の補正のうち、総合計画管理システム借上料、第4条 地方債の補正のうち、臨時財政対策債を議題といたします。

なお、審査方法でございますけれども、歳入歳出一括で各課ごとに審査を行いたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、最初に企画部地方創生推進課について審査をいたします。

当局から補足説明がございましたらお願いをいたします。

○地方創生推進課長 地方創生推進課の所管につきまして、該当ページをまず申し上げます。

最初に、歳入でございます。議案書96、97ページをお願いいたします。

14款2項1目総務費県補助金でございます。

次に、歳出でございます。100ページ、101ページをお願いいたします。

最上段の2款1項1目地方創生推進費でございます。

所管する該当箇所は以上でございます。補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○山委員 今、御説明があったように、県の補助金を活用してパンフレットをつくってシティプロモーションをするということですが、部数だとか内容だとか、あるいは配付先だとかというのはどのように考えておられるのでしょうか。

○地方創生推進課長 江南市の生活都市としての魅力、暮らしやすさを伝えるため、パンフレット1万冊とポスター200枚を作成し、配布することを委託していくものでございます。

今回の事業は、伝えたいターゲットを名古屋市を中心に子育て世代に据えました。具体的には、名古屋駅からおおむね20キロ圏内のにぎわい施設、例えば大型のショッピングモールなどにPRパンフレットやポスターを設置し

てまいります。

この設置箇所につきましては、今回は契約をプロポーザルで行う予定でございますが、そのプロポーザルの企画提案の中でより効果的な箇所選定の提案をまた期待してまいりますので、多少変わってくるかと思っております。

名古屋市にお住まいの江南市の認知は余り高くないと考えております。今後、江南市の認知を高められる余地が残る地域の方々に訴える、訴求することで、江南市の知名度を向上させ、次の段階であります江南市への関心・興味を起こしていただき、江南市への人の流れ、来訪、誘客につなげてまいりたいと考えております。以上でございます。

○山委員 名古屋市の20キロ圏内というのは、名古屋市は含まないんですか。

○地方創生推進課長 名古屋駅を中心におおむね20キロ圏内で人が集う、集まるところに、手にとってもらえるようなところへ置いていければと思っております。

○委員長 ほかに。

○牧野委員 ポスターって200枚ですから限定だけど、今、ミュープラット「江南、はじまる。」という名鉄が勝手に黄色い、駅前の開発を9月20日オープンとやってくれているんだけど、あんなようなサイズのを200枚つくるのか、もっと小さいものなんですかね。

○地方創生推進課長 B2判ですので、あのサイズよりもちょっと小さい。

○牧野委員 あれよりは、もう少し小さい。

○地方創生推進課長 大き過ぎると実際になかなか張ってもらえる場所もないということがよくわかったということもありまして、あとA4サイズの小ぶりのものも。チラシという感じになるんですけど、ポスターというよりは。

○牧野委員 このポスターの製作費というよりも、張り賃というのか、張る期間というか、そっちのほう結構かかるんですかね。

○地方創生推進課長 施設というか、張らせてもらう、置かせてもらうところのお考えで、協力を得て置かせてもらうということになりますので、市内の公共施設につきましては担当課と調整してまいりますけれど、人気がないとすぐとられちゃうかもしれないですけど。

○委員長 ほかにございますか。

○東委員　この予算規模の考え方ですけど、一応、県は半分出すという書き方なんですけど、先ほど内容は、例えばパンフレット1万枚とかポスター200枚とか。今のように、牧野さんがおっしゃってみえたポスターを張ること自体がどうかという話もありましたけど、これは製作費と実際にはこれを例えば各いろんな施設に置いていただく費用だとか、全てひっくるめての考え方ということなのか。それと、あと今回これは300万円の総額で半分ずつ負担になりますけど、それは内規の何か上限があったりするんですか。もっと大きくやろうと思えばやれるような仕事なんですか。

○地方創生推進課長　委託費の中には、パンフレットの設置まで含めて、届けてもらって、交渉してもらおうということまで含めて委託、単に郵送ではなくて、置かせてもらおう、了解を得るというところまで委託してまいります。あと、後半の御質問は補助制度の上限という意味ですか。

○東委員　例えば、予算のほうが今回300万円でやる事業ですよ。半分は県が持ってくれるよと、この元気な愛知の市町村づくりか。それに該当するということだと思えるんですけど、江南市が、いやいやもうちょっと例えば枚数をふやしてとかね。そうすると金額がふえるじゃないですか、例えば。そういうことは許されるという、何か上限があるかどうかということの意味なんですけどね。うちが考えて、もっと大々的にやりたいから500万円ぐらいでやりたいとなったときに、いや、認めますよということなのかどうかという話なんですけどね。例えば、この予算の考え方が。

○地方創生推進課長　元気な愛知の市町村づくり補助金の制度自体は、上限500万円ということで、事業費全体は1,000万円。補助金の上限が500万円ということでありますので、1,000万円でも2,000万円でも上限500万円なんですけれど、そういった状況です。

今回、事業費を300万円にしたのは、半分なので、市の負担も考えてこの金額に必要な冊数と部数を見積もりをとった結果、比較的安いほうの見積もりをとって予算化したものでございます。安いほうというか、比較して、複数の見積もりをとって予算化いたしました。

○東委員　そうすると2社か3社とられた見積もりがあって、例えば一番高いところで幾らぐらいとかはどうなんですか。

○地方創生推進課長 2社とりました。高い方の事業所は、これより1割ぐらい高かったんですけど、パンフレットの仕様が少し豪華というんですか、特別な仕様だったんで、下げられるという見込みがあったことから、安価なほうの見積もりを予算化いたしました。

○東猴委員 このパンフレット作成等委託料のこのお金というのは、必ず紙媒体のパンフレットの作成に充てなきゃいけないんでしょうか。例えば、ネット広告のデザイン等に充てるということはできないんでしょうか。というのは、今ネット広告はフェイスブックやインスタグラムでも、先ほどターゲットティングと言われましたが、フェイスブック広告やインスタグラム広告だと、広告を設定するときに、例えば地図が出てきて、それこそ名古屋駅の20キロ圏内とか設定できて、まちの名前も全部入れられるわけです、名古屋市、春日井とかばばっと。そういうほうが今、効果があると思ひまして、そっちには使えないんでしょうか。

○地方創生推進課長 仕様の中では、パンフレットからウェブなど、他のメディアに飛ばすような工夫を盛り込むことという仕様は必ず入れてまいります。今、御意見のことも踏まえて、より効果的なプロモーションにしていきたいと思ひますので、ありがとうございます。

○東猴委員 名古屋駅ですと結構、ティファニーとかハリーウィンストンとか、本当にもうデザイン性の高いポスターとの競争になりますので、多分ネット広告のほうがピンポイントで攻められるのでいいんじゃないかなと個人的に思ひますので、ぜひ御検討をお願いいたします。

○委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ないようでございますので、続いて秘書政策課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○秘書政策課長 それでは、秘書政策課の所管につきまして御説明させていただきますので、議案書の92ページをお願いいたします。

中段、第3表 債務負担行為補正、表の上段、総合計画管理システム借上料でございます。これは、平成30年度からスタートいたしました第6次江南

市総合計画を推進するに当たり、実施計画及び行政評価を効率的、効果的に実施するため、総合計画管理システムを構築するとともに、そのシステムを借り上げるものでございます。平成30年度に契約を締結する必要があることから、債務負担行為として、期間は平成30年度から平成36年度までで、限度額は1,368万6,000円をお願いするものでございます。

はねていただきまして、議案書の100ページ、101ページをお願いいたします。

歳出でございます。上から2段目をお願いいたします。

2款1項2目秘書政策費、政策決定支援事業、総合計画推進事業でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

○東委員　本会議でも出ましたけど、提案説明では、私のメモでは第6次江南市総合計画の推進に向けて、その評価、あるいはチェックをしていくことともいうのがありまして、それ以外にも何か本会議では、毎年12月に示される実施計画も含めて総合的に全部、どうも対象にしていくような事業内容だということだと思うんですけど、それはそれで必要だろうなということだと思うんですけど。

それで、具体的にこれは決算のときとちょっと関連する話だったんですけど、第6次江南市総合計画を今後やっていくため、例えば行政評価の仕組みだとか、あるいは市民との協働によるいろんなことも検討していくんだというように、これは今後、平成30年度に向けた対応方法というのが記載されておったんですけど、でもこれは昨日の議案質疑では、職員の人たちがやっていくための、評価をやるだけにシステムを利用するんだという言い方でしたので、またこの市民協働などによってやるようないろんな行政評価などのことについては、また別のことなんでしょうかね、これは。

○秘書政策課長　こちらのシステムにつきましては、職員が例えば施策評価であったり、主要施策の成果報告であったりといった事務事業評価を入力するためのシステムでございます。結果的には、今回お示ししております主要施策の成果報告書みたいなものができてくるというようなものでございます。

- 東委員　　そうすると、結果的には、毎年、決算のときに主要施策がつくられるわけでありまして、最終的に使われるシステムは、形としては主要施策に結びついていくというのか、それが一番の目的ですか、これは。
- 秘書政策課長　　総合計画をP D C Aサイクルに沿って進行管理していくというような意味合いがございますので、当然、主要施策の成果報告書等を作成していくというようなものでございます。
- 牧野委員　　私も全然知らなくて、これは前から入れていたのか、今回新しく入れるのか、ちょっとその点を聞きたいんですけど。
- 秘書政策課長　　現在、導入しておりますのは、名称が行政経営情報システムというようなことで、同じようなシステムを導入しております。このシステムが、平成31年3月をもってリース期間が満了するというようなこととなりますので、平成31年4月から、この総合計画管理システムのほうを導入していくというようなものでございます。
- 牧野委員　　それで結構だと思うんですが、もうでき上がっているもののリースアップだったら結構ですが、このシステムをつくり上げるときに、かなりこれはオリジナリティーの高いものなのか、それか汎用性があるものに加工したのか、ちょっとそこの最初の話ですけど、どうなんですか。
- 秘書政策課長　　今回、導入するシステムにつきましては、ある程度汎用性のあるものに、当然総合計画に合わせてカスタマイズをかけて、システムをつくり上げていくというようなものでございます。
- 牧野委員　　私、前の数字を忘れちゃったんですけど、前が一旦切れて、新しくリースアップしていく、これは金額的には下がったんですかね。どうなんですかね。
- 秘書政策課長　　金額的には、上昇しております。
- 牧野委員　　どれぐらい上がったんですか。
- 秘書政策課長　　金額的には、保守料も含めると500万円ぐらい上がっております、全体で。ただ、戦略計画を導入しました最初の年、5年間ぐらいのリース期間なものですから、途中で1回、更新を行います。最初の戦略計画をつくった年から比較しますと減額となっております。
- 委員長　　ほかにございますでしょうか。ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようですので、続いて市民サービス課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○市民サービス課長 それでは、市民サービス課所管の補正予算について御説明申し上げますので、まず初めに議案書の96ページ、97ページをお願いいたします。

歳入でございますが、96ページ、97ページの中段でございます13款2項1目総務費国庫補助金の1節戸籍住民基本台帳費補助金でございます。

次に、歳出でございますが、少しはねていただきまして、議案書の102ページ、103ページをお願いいたします。

102ページ、103ページの最上段でございます2款3項1目戸籍住民基本台帳費の103ページ説明欄、戸籍事業及び住民基本台帳等事業でございます。

該当箇所は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

○牧野委員 本人にお知らせする通知というのは、代理人が戸籍をとりに来て何日後か。どれぐらいのタイムラグで発行か。ほとんど自動的に発行できて、どれぐらいで着くか、その時間差を。

○市民サービス課長 システムを導入いたしますと、その日の業後に該当者のリスト、それからお手紙などが出力をされるというシステムになります。

○委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

○山委員 女性活躍の関係の旧姓併記ですけれども、どれぐらいのニーズがあるかというのはわからないですか、やってみないと。あと、もう一つ、ほぼ九十数%、男性のほうに姓を合わせる場合が大半ですけれども、逆の対応もできるんですか。男性にも対応できるんですか。

○市民サービス課長 申請をされる方がどれくらいあるかについては、実際にはやってみないとわからないといったところでございます。

それから、あくまでこれは女性活躍のためのというところでございますの

で、該当者については今のところ女性ということで限らせていただいております。

○山委員　結婚した場合というのは、どちらかの姓に合わせなきゃいけないですね、届け出するときに。98%かそこらが、もうほとんど男性の姓に合わせるんですけど、その逆というのはできないんですかね。非常に少数だけど、男性だって同じ問題を抱えると思うんですけど。

○市民サービス課長　まず初めに、このシステム改修の住民票に旧姓を併記するといったものが出てきましたものが、女性活躍加速のための重点方針、2016年のものになりますけれども、こちらに初めて通称使用の拡大というところで、女性の旧姓併記が可能となるような準備を進めるといった方針が出されましたので、該当しますのは女性だというふうに考えております。

○委員長　ほかにございますでしょうか。

○東委員　先ほどの本人通知管理システムの件ですけど、先ほどの牧野さんへの答弁の中で、その日のうちぐらいに通知が行くという話ですけど、ただこの目的のところ、戸籍謄本等の不正取得の防止というふうに書いてあるんですけど、代理人かまたは第三者が交付してしまった後に通知をされても、それが困ると言われても、これがよくわからないのは、不正取得の防止という意味合いと、とりに来た後に通知しておつてということとの関係はどうなるんですかね。

○市民サービス課長　弁護士であるとか、行政書士、司法書士であるとか、そういった方は御自分の職権でそういった資料を取得することができるわけですけども、もともとこの本人通知制度が始まった経緯といったのが、そういった職権を持った方が不正にその職権を乱用して、その書類を取り寄せていたといったような事件が契機になって、関西の大阪のほうだったかと思いますが、一番初めにこういった制度を始めたという経緯がございます。

ですので、あくまでそういった職権を持った方ですので、事前にそれをとめるといったことは非常に難しいことだろうと思いますけれども、後からそのことを御本人さんに通知をすることによって、こういったものはわかりませんが、一定の防衛手段がとれるのではないかというような考え方の上に成り立っておる制度だと考えております。

○東委員　　そうすると実際のあれは、そういう形で通知をもらっておれば、それを何かに利用されたときに、それは私は同意していませんよだとか、そういう抵抗措置がとれるという意味ですかね。

○市民サービス課長　　そのとおりでございます。

○東委員　　だから、通知そのものは、市としては御本人に通知しましたからと。あと、本人が見るか見ないかというのは、本人の責任にもなるわけですね、逆に言えば。ありがとうございました。

○委員長　　ほかによろしいでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　それでは、質疑もないようでございますので、続いて総務部行政経営課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたら、お願いをいたします。

○行政経営課長　　平成30年度江南市一般会計補正予算第4号の行政経営課の所管につきまして説明をさせていただきます。

最初に、歳入でございます。議案書の96ページ、97ページをお願いいたします。

最上段の8款1項1目1節地方特例交付金でございます。

次に、その下、9款1項1目1節地方交付税で、普通交付税でございます。はねていただきまして、98ページ、99ページをお願いいたします。

17款繰入金、2項1目1節基金繰入金で、江南市財政調整基金繰入金でございます。

その下の18款1項1目繰越金、1節前年度繰越金でございます。

最下段の20款1項市債、7目1節臨時財政対策債でございます。

続きまして、歳出でございます。はねていただきまして100ページ、101ページをお願いいたします。

最上段の2款総務費、1項総務管理費、5目行政経営費、補正予算額は4億7,594万4,000円で、江南市財政調整基金の積立金でございます。

続きまして、別冊の平成30年度江南市9月補正予算説明資料をお願いいたします。

説明資料の4ページをお願いいたします。

一般財源調べでございますが、最上段は8款地方特例交付金、9款地方交付税は普通交付税、17款繰入金は財政調整基金繰入金、18款繰越金は前年度繰越金でございます。

最下段の20款市債は臨時財政対策債、該当箇所は以上でございます。

補足説明はございません。よろしく願いをいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

○山委員　今回の補正で、歳入のほうで臨時財政対策債を約1億5,000万円増額されていますね。これは限度額いっぱいだと思うんですけども、限度額いっぱいまで借りないとやっぱり財政運営していくのって難しいんですか。もうやることばかりで、どうなんですか。自治体によっては、限度額いっぱいまで借りていないところも、少しだとは思いますが、あると思うんですけどね。このあたりの見解をちょっとお尋ねしたいと思います。

○行政経営課長　臨時財政対策債ですけれども、江南市は今、現状としましては全額発行をしております。このあたりの考え方でございますが、臨時財政対策債につきましては、後年度にわたりまして、その元利償還金部分については基準財政需要額に満額算入されるという前提のもとになっております。

この発行額を満額発行しないという財政運営の仕方につきましては、やはり経常収支の関係を見ますと、かなり厳しい状況であると。今の江南市の現状で申し上げますと、臨時財政対策債を借りた上で初めて経常収支比率が今、平成28年度決算で88.2%なんですけど、それを保てるという状況になっております。

○委員長　ほかによろしいでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑もないようですので、続いて総務課について審査をいたします。

当局から補足説明がございましたら、お願いをいたします。

○総務課長　総務課の所管につきまして御説明させていただきます。議案書の100ページ、101ページをお願いいたします。

歳出でございます。中段、2款1項6目行政事務費、説明欄の庁舎等整備

等事業で、841万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

なお、9月補正予算説明資料の7ページに位置図を掲載させていただいております。

補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

○東委員 これは撤去と設置ですので、内訳ですかね、内容をもしちょっと紹介していただければありがたいですけど。

○総務課長 パーセントで説明させていただきますと、撤去に29%、アスベストの撤去に19%、復旧に52%という内訳になっております。

○東委員 復旧というのは設置の話。

○総務課長 設置でございます。

○東委員 ここもアスベストがあるんですか。わかりました。

○委員長 ほかにございませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、質疑もないようでありますので、続いて消防本部消防総務課について審査をいたします。

当局から補足説明がございましたら、お願いをいたします。

○消防長 申しわけございません。事務局からの説明の前に私のほうから一言、御報告を申し上げます。

本来であれば、消防総務課長の斉木のほうはこちらのほうに出席して説明するのが本意ではございますが、本人、申しわけございません、ただいま病気加療中のため、出席することができませんので御報告させていただきます。

この件に関しましては、事前に委員長さんのほうには御了解をいただいておりますので、その旨、申し添えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。済みません。

○消防総務課主幹 それでは、消防総務課が所管いたします補正予算につきまして御説明申し上げます。

歳出につきまして御説明申し上げますので、議案書の114、115ページをお願いいたします。

中段にございます9款1項消防費、1目消防総務費、所管は消防総務課で、649万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、115ページ説明欄をお願いいたします。

消防施設整備等事業のうち、工事請負費、消防庁舎及び東分署のブロック塀撤去及びフェンス等設置工事費といたしまして、649万1,000円の補正をお願いするものでございます。

御参考といたしまして、補正予算説明資料の11、12ページに位置図を掲げておりますので、後ほど御参照賜りたいと存じます。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○藤岡委員　消防庁舎と東分署、それぞれ幾らか。消防庁舎のほうは一応、西側と北側というのが地図に載っていますが、先ほどのようにパーセントでもいいですけど、せつかくでするので撤去と設置にどのぐらいなのかというのがわかれば。

○消防総務課主幹　まず、消防庁舎のほうでございしますが、敷地北側の境界ブロック塀の撤去とコンクリート塀の設置ということになります。金額といたしましては480万6,000円でございます。この金額は、もう一カ所、消防庁舎の西側の境界ブロック塀の撤去と、こちらは目隠しフェンスになりますが、設置の金額も含んでおります。

なお、消防庁舎のブロック塀の撤去に関しましては、アスベストの関係のところも含んでの金額となります。

もう一カ所、東分署の部分でございしますが、東分署の敷地東側にございます境界ブロック塀の撤去、そして目隠しフェンスの設置ということで、金額といたしましては168万4,800円という金額、消防庁舎、東分署、合わせて649万1,000円ということになります。

○山委員　この消防庁舎のほうの西側はフェンスの設置で対応するんですけども、北側はコンクリート塀となっているんですけど、これは道路に面しているからとか、何か理由があるんですか。

○消防総務課主幹　こちらの解体後の設置、コンクリート塀とした理由でござ

ざいですが、消防庁舎ということもありますところから、まずそちらの消防署敷地内では訓練スペースという位置づけがございます。もう一点の理由としましては、近くなんですけれども、江南市の震度計がございまして、そういった2つの理由があることから、ブロック塀にしたほうが望ましいというふうにこちらのほうで考えさせていただきました。

○委員長　ほかにございますでしょうか。

○東委員　さっき聞いていただいた数字は総額だったんですけど、例えば消防庁舎のほうで、総額が480万6,000円でしたかね。東分署は168万4,800円なんですけど、ただ若干、消防庁舎のほうは、例の北側にちょっと違うブロック塀の8メートルがあって、長さがね。例えば、東分署のほうはブロック塀の撤去とフェンスは大体、高さはよく似た1.4メートルの撤去をして、フェンスは1.5メートルをつくって、25メートル。消防庁舎のほうは西側で、高さはほぼ一緒に27メートルの長さなんですけど、内訳がもしわかるともうちょっと比較しやすいんですけど、何となく総額でいくと少し多いような気もするし、逆に少ないのかよくわからんのだけど、もう少し内訳がわかるならありがたいですけどね。そんなに差がないのになという気がして。物が違うのか。

もし、北側のやつと分けるともっとわかりやすいのかもわからんけど、例えば。

○委員長　暫時休憩いたします。

午前10時25分　休　憩

午前10時26分　開　議

○委員長　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

○消防総務課主幹　今、手持ちの資料がちょっとございませぬので、後ほどの御回答とさせていただきますと思うんですが、よろしいでしょうか。

○東委員　内訳がという意味。

○消防総務課主幹　はい、済みません。

○東委員　聞いたのは、比較しようと思って聞いたんだけどね。ただ、もう一つ前に総務課もあったでしょう。総務課は800万円だったっけ。あの800万円と比較しようと思ったもので、内訳を聞こうと思ったんだけど。では、保

留で。ほか聞いてください。

○牧野委員　　じゃあ、簡単な質問から。

庁舎と東分署と同じゼネコンが受けたんですか。それで、いつ施工になりますか、この予算が決まりますと。

○消防総務課主幹　　施工につきましては、決まっています。

○牧野委員　　まだ決まっていないんだ。この前、小・中学校を何社で落としたって聞いたんだけど、あれとは違うんだ。これは違うんだ。

○消防総務課主幹　　消防庁舎分は、また別で、お認め後に入札という形になります。

○牧野委員　　わかりました。

○委員長　　ほかにはよろしいですか。

暫時休憩いたします。

午前10時28分　　休　憩

午前10時30分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

今ほどの消防総務課の答弁保留の件ですけれども、この答弁を含めて採決をさせていただくか、これは採決に関係ないという位置づけで後ほど答弁をいただければいいというものにするか、どのように取り扱いをさせていただいたらいいですか。

[発言する者あり]

○委員長　　では、答弁は採決には関係なく後ほどいただくということをお願いいたします。

それでは、当局から答弁訂正をしたい旨のお申し出がありましたので、これを許可いたします。

○企画部長　　申しわけございません、先ほどの山委員の男性の氏名併記の件で答弁訂正をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○市民サービス課長　　貴重なお時間を申しわけございません。

先ほど住民票の旧姓併記のシステム改修のところで、対象が女性のみであるというような答弁をいたしましたけれども、その後、関係法令等の改正内容等を精査させていただきましたが、特に性別を限定した記載がないという

ことから、戸籍上、改姓の履歴を持った方については、男性であっても女性であっても可能であるということになりますので、答弁を訂正させていただきます。どうも申しわけございませんでした。

○委員長 この件、よろしいでしょうか。

[発言する者あり]

○委員長 では、暫時休憩いたします。

午前10時32分 休 憩

午前10時36分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第61号 平成30年度江南市一般会計補正予算（第4号）については、以上をもって質疑を終結させていただきます。

暫時休憩いたします。

午前10時36分 休 憩

午前10時36分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第61号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

暫時休憩をいたします。再開は50分で。

午前10時37分 休 憩

午前10時50分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に続いて会議を再開いたします。

議案第64号 平成29年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について

のうち

企画部

総務部

会計管理者の補助組織

消防本部

の所管に属する歳入歳出

監査委員事務局

議会事務局

の所管に属する歳出

○委員長　　続きまして、議案第64号　平成29年度江南市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、企画部、総務部、会計管理者の補助組織、消防本部の所管に属する歳入歳出、監査委員事務局、議会事務局の所管に属する歳出を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしく願いをいたします。

最初に、議会事務局議事課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○議事課長　　それでは、議会事務局議事課の所管につきまして説明させていただきます。歳入はございませんので、歳出をお願いいたします。

決算書の歳入歳出決算事項別明細書の98、99ページをお願いいたします。

98、99ページの上段から、はねていただきまして102ページ、103ページの中段の総務費の前までの1款1項1目議会費でございます。

補足説明はございません。よろしく願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

○藤岡委員　　99ページの会議録調製事業、会議録作製委託料と、あと103ページの会議録検索システム処理事業と議会中継事業、これは全部今、1つの会社でずうっと変わっていなかったですかね。あと、機械の更新というか、議会中継がまだパソコン対応しかなくていないので、そういうのがタブレット対応、スマートフォン対応に今後変わっていくようなところがあるのかとか、そのあたりをちょっとわかればお聞きしたいです。

○議事課長　　ただいまの会議録作製委託と会議録検索システム処理事業、議会中継事業の業者につきましては、数年間変わっていない、同一業者のほう

で安定した作業をしていただいております。

今、議会中継のほうがパソコン対応ということになっておりますが、今後につきましては、やはりタブレットのニーズというの、スマートフォンのニーズというの、現在高いですので、どこかでは検討されなければいけないと思いますので、議会改革のほうでも検討していただきたい案件になるかと思っております。

○藤岡委員　　といいますか、委託先の会社に、そういったスマートフォン、タブレット対応の議会中継システムという要望をこちらから出して、そういったことができるのかどうかということなんですけど。

○議事課長　　現在の業者では、平成31年度中に現在の仕様ではできなくなるということで、新しくシステムのほうが変わってきます。そこで、今の同一業者でやろうと思えますとスマートフォンとかタブレットの対応がされていくということになっておりますので、もし議会改革のほうが進みまして、そういったものも必要だということになれば、業者のほうはそこまで広げても、ちょっと料金のほうはまだわかりませんが、交渉はできてくると思っておりますので、よろしくをお願いします。

○委員長　　ほかにございますか。

○東委員　　主要施策のほうの最後のページですけど、314ページです。314ページの中段に成果の状況というのを報告していただいて、議会活動が市民にわかりやすく説明されていると感じる市民の割合というのが、実績値が35.2%ですかね。目標は上げていくよということで189.2%と、基準値に対してという結果になっておるんですけど、これってごめんなさい、どういう形で調査するんですけど、調査方法というか。

○議事課長　　これは、市民満足度調査で市民の方を無作為で多分調査した結果だと思えますけど、その中で35.2%の方が説明されていると……。

〔発言する者あり〕

○議事課長　　済みません、平成28年度の市民満足度調査でこういった結果が得られたものだと思います。

○山委員　　直接、議会事務局に言うことでもないんですけど、この基準値が平成19年ですよ。平成19年だから11年前、私が初めて当選したときですけ

ど、ちょうど伊神さん、牧野さんと一緒に。そのときのやっぱり有権者の意識とか政治状況とも違うし、それとこの平成28年を比べるのもちょっと何かおかしいなという気がしますし……。いいですか。

○牧野委員 去年と比べたってさ。

○山委員 いや、5年ぐらい前はないですか、そういうのは。

○事務局長 こちらのほうの施策評価の結果の事務事業評価ですけど、第5次総合計画、10年前につくったものの進捗状況の確認でございますので、平成29年度が最終年度ということなので、あくまでも基準は平成19年度が基準になっております。また、平成30年度からは、新たな第6次総合計画のほうでの新たな指標が出ております。お願いします。

○議事課長 市民満足度調査ですけれども、先ほど平成28年度と言いましたが、平成29年度に実施されているというものでございますので、よろしくお願いたします。

○委員長 ほかにございますか。

○東委員 そうすると、今後はこの35.2%が基準になって、さらにそれを目指していくということになるのか。目標値は書いていないけど、これは我々議会の責任ということやね、要は。事務局でなくて。そういうことだね。

○委員長 ほかにございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて企画部地方創生推進課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○地方創生推進課長 地方創生推進課の所管につきまして、該当ページを申し上げます。

まず、決算書事項別明細の歳入でございます。70、71ページの上段をお願いします。

12款2項1目1節総務管理手数料、備考欄は上から4行目の地縁団体証明手数料でございます。

次に、84ページ、85ページをお願いします。中段でございます。

15款1項2目1節利子及び配当金、備考欄、地方創生推進課の江南市ふる

さと応援事業基金利子でございます。

次に、同じページの下段でございます。

16款1項1目1節総務管理費寄附金、備考欄、ふるさと寄附金でございます。

次に、88、89ページをお願いします。中段でございます。

19款5項2目1節市町村振興協会基金交付金とそのすぐ下でございます2節市町村振興協会新宝くじ交付金でございます。

次に、92、93ページをお願いいたします。

19款5項2目11節雑入、93ページの備考欄は上から11行目になります。地方創生推進課の市勢要覧売捌収入から、その7行下の有料広告掲載料まででございます。

続きまして、102ページ、103ページをお願いします。

以下、歳出でございます。

中段の2款1項1目の地方創生推進費でございます。

そこから3枚はねていただいた108ページ、109ページの中段、備考欄では秘書政策費の手前、市長への手紙事業まででございます。

所管する該当箇所は以上でございます。補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

○牧野委員　105ページで、ふるさと寄附事業1,185万4,000円とあって、この積立金が決算で887万円、先ほどの収入ですけど、ここ3年間分の推移みたいなものと市民が3年間、外へ幾ら出しているかという推移と2つ。急に聞いていかんな、こういうデータは。去年だけでも、わかる範囲で。

○地方創生推進課長　平成27年度から御報告いたします。平成27年度は1,195万9,720円、平成28年度は578万7,000円でございます。平成29年度は887万8,000円でございます。

逆に、江南市民が市外に寄附された情報については、改めて税務課のほうから報告ができればしたいと思います。ここではちょっと。

○牧野委員　結構です。

○委員長　　よろしいですか。

○山委員　　私も、このふるさと寄附金の話で聞きたかったんですけど、きのう、きょうで総務省が見直しに向けて大きく動き出したと、当然のことだと思うんですけども、887万円、900万円弱いただいて、ここに報償費として記念品ですね。見返りとも言われていますけれどもね。これは3割相当なんですかね。3割相当だと思うんですけども、これだけ900万円弱のお金をいただいても、この記念品で返した若干の手数料とかにも払ったり、あるいは地方交付税とか、そういうものにも影響してくるんですか、これは。その辺をちょっと確認をしておきたいんですが。全部、波及しますよね。

だから、実質的にこれだけの寄附を900万円弱いただいて、そういったものをもろもろ引いていって、どれだけ手元に残ったのかというのをちょっと聞きたいです。すぐは難しいかな。

○地方創生推進課長　　江南市の場合、寄附に対する記念品は3割を下回っております。これは総務省通知に従って、3割ぎりぎりということではありません。3割をはっきりと下回っております。

普通交付税の関係ですけど、この間、一般質問、あるいは委員会でも質疑が出たところですが、江南市の場合は普通交付税の交付団体でございますので、市民税減額分の75%に当たる部分が普通交付税で措置されると認識しております。

○山委員　　江南市民がよそに寄附した場合に、その75%を保証されるということですか。そうじゃなくて。

○地方創生推進課長　　江南市民が市外へ寄附をして、確定申告等で領収証を使われた場合に市税が減ると。その分の75%が最終的にはどうか、交付税のほうで充当されるということの仕組みです、江南市の場合。

○委員長　　よろしいですか。ほかにございませんか。

○山委員　　歳入のほうでお尋ねしたいんですけど、88、89ページ、19款の市町村振興協会新宝くじ交付金ということで、宝くじの収益の一部は江南市にもこういう形でいただけるということなんですけど、これは恐らく減っていると思うんですよね。数年前だったら1,500万円ぐらいもらえていたと思うんですけど、やっぱりこれは宝くじの売り上げが減少しているということで

すかね。

- 地方創生推進課長 8月中旬にマスコミでも出ました。宝くじの売り上げが8,000億円を割れたということで、この金額は20年ぶりの不振だったということでもあります。

この流れは突然始まったわけでもございませんし、徐々に徐々に減っているということで、それにあわせて交付金のほうも減っているという状況でございます。

- 山委員 わかりました。

- 委員長 ほかに。

- 東委員 決算書では109ページの最後に、広聴事業でタウンミーティング事業というのがここで数字があらわされておりまして、それで主要施策の319ページに、ちょっといろいろ実績内容なども記載をされておりますが、この実施内容は、ことしの場合には特に若い層といたしまししょうか、そういう人たちと市長さんがタウンミーティングをやられたということになるわけですが、それで要は極力、直接市長さんがいろんな方たちとそういう意見交換を行って、やはり市政に反映させていこうという思いで、これはずっとやられておるわけですが、具体的に、なかなかこれはすぐに結びつくものではないかもわかりませんが、実際じゃあことし平成29年度、こういうふうに3回やられて、何か内容によって、これはぜひ市政に反映させていこうとか、いろんな要望が出たとか、そういうような内容までがもしわかるものであれば、ちょっとお聞きしたいんですが。

- 地方創生推進課長 タウンミーティングについてでございます。3回開催しております。1回目は江南市のイメージ、魅力、課題などを新成人の目線から、2回目は江南市の魅力や10年後にどのようなまちになってほしいかなどを中学生の目線から、3回目は江南市のイメージや通学していて気がついたことなど、他市に住む大学生の目線から、それぞれ江南市を語っていただきました。それぞれの回で出た主な意見を御紹介します。

- 東委員 特徴的なものでいいですけどね。

- 地方創生推進課長 そうすることで全部は無理なので、少し。

- 東委員 全部はなかなかね。それで、もう一つは、ちょっと口を挟んで申

しわけないんだけど、じゃあそういうものを今後生かしていこうとか、本来ならこれを使って市政にどう生かしていこうとか、そういうところまで結びついているようなものがあればありがたいなあというところをちょっとお聞かせいただけるといいんですけどね。

○地方創生推進課長 成人の集いの実行委員会の際には、皆さんの意見では、公共交通の部分で評価が高いところと低い、地域によっては。江南駅自体は特急がとまって大変便利だというような認識の方もいらっしゃいましたが、バス停から遠いというところの方にとっては、ちょっと不便だなあというような意見がありました。

また、市内にまだK T Xアリーナができていなかったところですが、スポーツ施設が少ないから、市外へわざわざ行っているというような若い方の意見がございました。

また、ぜひ紹介したかったのは、コミュニティーの関係では、マンション住まいですけど、コミュニティーがうまくいって満足しているというようなお話。そこの方は地域でコミュニティーがうまくいっているんで満足しているというお話と、観光の部分では商店街が少しさみしいということで、名古屋の大須商店街を意識して、まねをしろという意味ではないですけど、その辺を気にしながらしてほしいというようなこともありました。

また、成人というか、大学生ということもあって、江南市へお友達を呼べるようなイベントが少ないというような形で意見がありました。

市長からは、企業訪問を常々して、江南市の影の薄さを感じるころがあるので、PRをしていきたいというようなお話があったところです。

また、中学生にとっては、タブレット、i P a dで授業ができるといいとか、これは防犯、見守りの関係ですけど、小学校時代、見守り隊の方に6年間見守っていただいて登下校できたということが江南市の一番の魅力だというようなメッセージもいただきましたので、それはすぐ担当課のほうにもお伝えして、やったださっている方へ感謝の気持ちがあって、江南市の一つの魅力だなあということを確認できたところだと思います。これは市長も同じような思いじゃなかったかなあと思います。

短大につきましては、市外の方が多いいということで、当時、駅前が寂しい、

飲食店が少ないということで、もうすぐオープンする施設のことはちょっと入っていなかったもので、特にゆっくり学校、授業が終わってからくつろげる場所があれば、もっと江南市に滞在できるのに残念だというような声があったり、コンビニがないというようなことがあったり、ATMが少ないという駅前のお話が出ておりました、その辺のところは、しっかり市長は受けとめてみえたと思います。

そのことで実現したかというのは別ですけど、実際には新しい動きも出てきているというような状況でございます。

- 山委員　　ちょっと幾つか確認も含めてお尋ねしたいんですけど、成果報告書でいいますと316ページですし、こちらの決算書ですと105ページです。

公募型協働支援補助事業ですけれども、市民活動、NPO活動の支援ということで、これは公開の審査をされているんですけども、13件の申請に対して9件の補助ということで、4件は不採択だったんですけど、これは書類の不備ということはないと思うんですけども、予算上の制約で、もう枠があるから不採択なのか、やっぱりちょっと内容的にいまいちだったからなのかということを確認させてください。

- 地方創生推進課長　　4件のうち、1件は実際には採択されておりましたが、年度途中で事業ができないというような中止のお話がございますというものが1件です。

審査会で不採択になったのは3件でございます、当然予算の制約もあるんですが、今回の3件は審査上の点数が基準点に満たなかったということから、不採択ということにいたしました。

決して事業そのものを否定しているとか、そういうものではございませんが、この補助の審査上の点数が基準点に達しなかったということでございました。

- 山委員　　成果報告書だと318ページですけど、広報こうなんの問題ですけれども、数年前、最近すごい分厚かったのが、若干何か薄くなってきているかなというのは感じてはいますけれども、ページ数が減らされていると思うんですけども、これは庁内で何を載せるかというものの基準というのはあるのかということと、どの部分を減らしているんですかね、ページ数削減とい

うのは。どの部分が削減されているんですか、内容面で。

- 地方創生推進課長 御指摘のとおり、平成26年のときが総ページ数が561ページだったものが、平成29年度は503ページまで徐々に徐々に削減いたしております。

ただ、機械的に削減ということではなくて、記事を見直して、例えばセミナーや講座のときに説明文を簡潔にしたり、リード文の部分を簡潔にすることなどを見直す。ほかにも、イラストはイラストで効果的に使っていくということなんですけれど、そういった編集担当者の工夫と努力で徐々に減らしております。

基本的に、担当課から来た記事は載せるようにしております。必要があつての申請ということですので載せてまいります、削減しております。

なお、この中には、これは決算でございますので、お金のかかった部分でございますので、議会のような部分のページ数は含まれておりません。

- 山委員 例えば、1枚減らすと財政的に、コストでどれだけ削減になるとかというのはわかるんですか。それは余り変わらないですか。

- 地方創生推進課長 1枚が0.776円でございますので、これが広報1ページで3万400円余り、約ということで。

- 山委員 それで、今はつくるほうの話ですけど、今度は配るほうの話なんですけど、決算書でいうと105ページですかね。東猴さんがよく質問されて、まちづくり協力金という名目になっているんですけど、事実上、これは配達料みたいなことだと思うんですけど、2,216万7,000円余りですけども、町内のコミュニティーは割としっかりしているほうだとは思いますが、自治会。やっぱりどうですか、昨年度なかなか自治会で配るのが大変だ、町内会で配るのが大変だとか、そういう声というのは上がっていないですかね。あるいは、市民の方からなかなか届かないとか、そういう苦情だとかいうのはあるのかということと、あとポスティングの民間業者に委託した場合、幾らぐらいでやってもらえるとか、実際受けるところがあるとか、そういったことの調査研究というのはされたのかということをお尋ねしたいです。

- 地方創生推進課長 このまちづくり協力金につきましては、従前、文書公

達委託料ということで支出していた時代もございましたが、市と区・町内会の関係は委託、受託という契約に基づいてやっているものではなく、地域のまちづくりと一緒にやっていこうというような協働相手という性格であることから、協力金ということで、こちらから世帯数に応じて交付金を支出しているところでございます。

広報については、届かないという市民の方からは時々連絡はございますけど、その都度、解決している状況ですので、何らかの事情で届かなかったり、届いていたけど突然届かなくなったり、役員さんの交代のところもあるんですけど、そういった声はトラブルとして残っている案件はございません。区・町内会の役員さんの御協力で可能な限り隅々まで届けていただいているということでございます。

ポスティングについては、江南市のリノベーションプランの中に掲げておりまして、現在見積もりなり、どれだけ費用がかかるか、その課題についてまとめているところで、今年度中に結論が出れば、結論を出していきたいというふうに今検討している段階でございます。

- 山委員 余り細かいことばかり聞いていてもいけないんですが、このまちづくり協力金というのは、昔は広報の公達料とか委託、事実上の配達料だったんですけど、今はまちづくり協力金というふうに位置づけを変えてやっていますけれども、広報と回覧板を回すこと以外の費用は何か含まれているんですか、それ以外のものは。
- 地方創生推進課長 協力金の積算上、広報の配付数を使っているということで、広報や回覧、ポスターだけの協力を出しているということではなく、区长さん初め、役員さんにまちづくり全体を、例えば地域の清掃であったり、情報提供であったり、さまざまなことに対しての協力ということで、全体として交付をしているということで、特定のあることについて積み上げていったものではないということでございます。
- 山委員 これを算定するときは広報の世帯数で多分算定していると思うんですけども、依頼する内容は広報を配るだけではないということ。
- 地方創生推進課長 各課からそれぞれ、その地区だけにお問い合わせの件もありますし、もうすぐございますクリーン運動も御協力を実際には区・町内会

さんが音頭をとってとかいう形でやっていらっしゃると思いますので、さまざまところで御協力いただいていると感謝しているところでございます。

○山委員 109ページのPRビデオ作成事業ということで、委託料で21万6,000円、20万ですね、消費税込みで21万6,000円だと思うんですけど、これを去年つくったんですけど、どういうところで放映してPRされているのかというのと、市のホームページに載っていないのか。

○地方創生推進課長 江南市のユーチューブのほうにも載せているんですけど、監査委員さんからも少し周知が足りないということで御指摘いただいてから、毎月定期的にこんなPRビデオがありますよということで、フェイスブックのほうに載せて、そこからユーチューブサイトにまた誘導するような形をとっております。定期的には、市制記念日に御来場の皆さんに見ていただくということをやっております。

また、各課でいろんな行事のときに、例えば総会の前後にやってもらうとか、会議の前後に流すとか、そういったことでも活用しております。

あと、小・中学校のほうにもDVDの形で送って、授業で使うかどうかはちょっとあれですけど、先生に活用していただくよう、ネットからでも見られるんですけど、そういう形でもお配りしております。

○山委員 私も認識不足で、ユーチューブにアップされているのをちょっと見ていないので、また積極的にアピールしてください。以上です。

○東委員 今、幾つか広報の話がありましたんですけど、主要施策で評価をしていただいているのが3つほどあるんですよ。290ページですけど、ここでホームページのアクセス件数だとか、広報を読んでいる市民の割合だとか、市長への手紙の投書件数は、状況・結果を出していただいておりますけど、これをどう見るかということがあるんですけどね。多分、この実績値は先ほどの話で平成29年度の満足度調査がこの結果の数字ですよ。いわゆるこの10年間の結果ということですが。

これを見る限り、アクセス件数だとか、あるいは市長への手紙の投書件数というのが、目標値に対してこういう状況だというふうに見えるんですけど、これをどう見るかというのがあるんですけどね。

例えば、市長への手紙の投書件数などは、いろんな形で、特に相手に言う

必要がないという言い方はないんだけど、そこまで出す必要はないからという形でなのか、なかなかいつも送っても返事が返ってこないからとかいうのか、よくわかりませんが、この辺のところは行政側としてどういうようにこの実績に対して、これはもちろん平成29年度の話ですけどね。どういうふうに評価をしてみえるかという、この結果に対してどういう考え方をしているかというのをちょっと確認したいんですけどね。

○地方創生推進課長　　まず、290ページの成果の状況の指標が3つあるうちの広報を読んでいる市民の割合、これは先ほど平成29年4月のアンケートの結果でございます。その上と下は実績値ということでございます。

市ホームページのアクセス件数でございますが、傘マークになっているということで、設定した当時は伸びが高かったということで、一時改定しております。一番最初の戦略計画をつくったときには40万件だったのが、90万件行けるんじゃないかということで、高い伸びで改定しております。

ただ、この10年間、ホームページのアクセスの仕方が変わってきたんじゃないかなあという認識をしております。本会議でも藤岡委員のほうから御紹介がありました、ホームページそのものへのアクセスというんですかね、訪問者数は順調に伸びておまして、平成28年度、平成29年度を比べても10万件ぐらいであります。

通常、江南市の情報を検索するとき、ホームページのトップページから入るばかりでなく、検索のキーワードを使って直接そのページへ行ったりということも多いと思いますので、そういった全体、ホームページを見た人自体は順調に伸びているということの認識はありますが、この指標になったアクセス件数というのはあくまでもトップページを見た件数ですので、その辺のアプローチの仕方がこの10年間で変わってきたんじゃないかなあというように認識をしております。

また、市長への手紙につきましては、これも傘マークということですけど、当時の担当者のほうも指標を何にするかというのは迷った、初めて江南市として戦略計画をつくったときに何を指標にしていいたかということで迷ったところもあると思います。

実際、この市長への手紙の中には苦情も入っているということで、苦情が

多いと達成率が上がるというような、例えばですね。そういう変なというか、設定しておいてそれもあれなんですけど、そういった部分もあるので、今後もしこういう指標ができた場合には、それとは分けて考えたほうがいいのかなど。

ただ、市民の方からの意見がどれぐらいあったかという全体の指標としてはよかったとは思いますが、内容的には分析するとそういった苦情が、平成29年度の場合で申し上げますと全体で216件あったわけですが、うち苦情が82件ございました。苦情は苦情で改善へ向かう貴重な意見だとは思っておりますが、そういったこともございます。市長への手紙として期待していた建設的な提案、提言ももちろんございますが、そういったこともあるので、なかなか何かそういった苦情がふえると達成率が高くなるという疑問は感じながら、この前期の戦略計画の指標を閉じたというところでございます。

○東委員 たまたまこの平成29年度では、前期というか、前回の戦略計画が一応これで終了するのは平成29年度ですよ、基本的には。今後また、これから平成30年度に新しい第6次総合計画が始まったわけになると、例えば、先ほど補正予算で第6次総合計画などの評価をしていく新しいシステムを入れていくというお話は先ほどお聞きしたわけなんですけど、そういうことを考えると、こういう主要施策の内容そのものも含めて、その評価の仕方だとか、たまたま今回、こういう3項目でやっていますけど、そういうようなことも今後例えば変わってくるんでしょうかね。

○企画部長 今、いただいたとおりでございまして、私も実際、この平成19年のときは係長をやっておって、こういった数字を上げるということがどういうふうにつながっていくのかというのが、ちょっとよく理解をしていないところもございまして、例えば税務課なんかでよく言われる過誤納の件数なんかをゼロ件というふうに上げてあるんですけど、これは例え話で聞いていただきたいんですが、実際、税務課のほうで過誤納件数がゼロ件なんていうのは極めて困難な数値なものですから、件数としては確実に税務課としては減らしておるんですけども、もともと目標値がゼロ件なものですから、毎年雨マークとかになるんです。それは多分、その当時そうした理想みたい

なところで数字を計上させていただいた記憶がございます、よその部署でも。ですので、改めて平成30年度、こうしたものをつくり直す際には、職員もよくそのあたりは今、十分認識しておりますので、しっかりそのところは精査をしてお示しをしていかないといけないなあと。

また、今申し上げた市長への手紙も、実はほとんど、数字的には少なく言っていますけれども、内部的には非常に多いんです。逆に件数が少ないほうが、逆に苦情が少ないということで、先ほど苦情が御提案というところで理解すれば、当然そういった件数というのにも必要なんですが、実際にはそういったお声がないほうが市政運営がうまくいっているという理解をすれば、逆に数字が下がったほうが点数が上がるんですけれども、そういった評価ではないので、そういった点については、また改めて見直しをさせていただきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

○委員長　ほかによろしいでしょうか。

○東猴委員　初歩的な質問で恐縮なんですけれども、この市長への手紙というのは、直接全部市長に届くんですか。手紙を市民が出します、その手紙はもう例外なく、どこかの部でとまることなく市長の目にとまるんですかね。

○地方創生推進課長　全て市長が目を通して完了いたします。

○東猴委員　失礼しました。ありがとうございます。

○委員長　よろしいでしょうか。

そうしたら、先ほどのふるさと納税の市から他市町村への額と推移については、税務課の質疑のほうに委ねさせていただくということで、この地方創生推進課についての質疑は以上とさせていただきます。

続いて、秘書政策課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願ひをいたします。

○秘書政策課長　それでは、秘書政策課の所管につきまして御説明させていただきます。

平成29年度江南市一般会計歳入歳出決算事項別明細書の92ページ、93ページをお願ひいたします。

最初に歳入でございます。19款5項2目雑入、11節雑入で、93ページ中段やや上、秘書政策課の派遣職員給与費等一部事務組合負担金から生命保険料

等取扱手数料まででございます。

続きまして、歳出でございます。108ページ、109ページをお願いいたします。

下段、2款1項2目秘書政策費でございます。

1枚はねていただきまして、111ページ備考欄の中段、公共施設再配置計画策定事業及びその下の公共施設整備事業基金管理事業を除き、116ページ、117ページ中段、行政経営費の前まででございます。

なお、公共施設再配置計画策定事業及び公共施設整備事業基金管理事業につきましては、昨年度までは秘書政策課の所管でございましたが、組織再編に伴い、今年度より行政経営課の所管となっております。

次に、116ページ、117ページの中段、2款1項3目行政経営費で、このうち117ページ、備考欄中段やや下の行政経営推進事業でございます。

この事業につきましては、昨年度は行政経営課の所管でございましたが、今年度より秘書政策課の所管となっております。

所管する該当箇所は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　それでは、これより質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

○牧野委員　決算書の111ページなのですが、下のほうに人材育成事業というのがありまして、この113ページに上げますと委託料で業務委託料とありますが、これはずうっと同じ会社に契約しているという内容なんですかね、この118万円というのは。どういったことをやっているのか、ちょっと聞きたいんですけど。これはちょっと違うか、内容が。

○秘書政策課長　113ページ最上段の業務委託料の118万円のことでですね。こちらにつきましては、研修等を委託しておる事業でございます。例えば人事評価とマネジメント研修であったり、人事評価者研修、女性活躍推進研修などの研修を委託しておるというようなことでございます。

この中には、安全運転講習会というようなことで、新人職員を対象に江南自動車学校のほうに委託しておりまして、新人の交通安全についての研修等も行っておるというようなものでございます。

○牧野委員 わかりました。ということは、この委託料というのは1社じゃなしに何社かに対して合計118万円を出しているということですね。

○秘書政策課長 はい。8種の研修についての委託でございます。

○牧野委員 わかりました。

成果報告書の323ページが見たいんですが。それで、これに人事育成事業が詳しく載っていて、一番最初にさまざまな研修を新設・充実って、メンタルヘルス研修とか生活習慣病予防研修というのがぼんと書いてあって、この職員研修の内部研修を見るとメンタルヘルスのセルフケア研修、新規採用職員のメンタルヘルス基礎研修、課長研修とだあってあるんですけど、今、江南市でメンタル的なもので休職している、またメンタルで入社して3年以内にやめちゃうとか、そういった推移とか、推移と言っではいかな、現状の平成29年度だけでもいいですから、どのような状況なんですかね。

○秘書政策課長 平成29年度で申し上げますと、病気休暇を取得した者が27人おります。その中で、精神疾患では5名おります。そのうち、今年度平成29年度の休職者については8名になっております。そのうち、精神疾患については6名が休職しておるといような状況でございます。

○牧野委員 わかりました。これはしょうがないね、大体一般的な数字だろうとは思いますが、病気だとか休職というところで、新入社員で3年以内の人はいるんですか。管理職のほうが多いのかな。

○秘書政策課長 平成29年度については、そのような職員はおりません。

○牧野委員 わかりました。

この表の一番下に課長研修、メンタルヘルス研修と書いてある、34名が非常に気になるんですけども、課長クラスというのはやっぱりそこら辺のものが起きているということか、起きやすいというような状況をつかんでいるんですかね。そういうことでもない。

○秘書政策課長 こちらの課長研修につきましては、部下を育成、部下を見るということで、課長を対象に行っておる研修でございます。

○牧野委員 わかりました。結構です。

もう一個、ちょっと細かいことで済みません。この表の一番下の3行目、副市長懇談会というのを19人にやっているんですけども、これは年に1回、

副市長さんがこんなような話をされていて、19名というのとはどんなようなレベルの人に何を話すのか。これも研修なんだなあ。こういうのを研修と言うかどうか分かりませんが、定期的にやっているんですか。

○秘書政策課長 若手職員と副市長が懇談するというようなことで、将来どういような仕事をしたいとか、そういうようなことを聞くというような機会でございます。

○牧野委員 わかりました。

323ページ、同じページの一番下、自己啓発コース32名のうち、資格取得支援が10名というんですけれども、これは多分、自分のお金で資格取得をしていると思うんですが、通信か何とか講座で。こういったものは、従来何の支援もなかったと思うんですが、資格を取っても支援はなかったと思うんだけど、ここら辺、10名というのとは、例えば前年に比べて多いとか減っているとか、どうなんですか。どんなような資格を取ろうとしているのか、ちょっと内容がわかれば。

○秘書政策課長 ある一定の資格を取得いたしますと1万円の補助を受けられるというふうなものでございます。平成29年度で申し上げますと、消防署のほうの大型免許の取得というのが非常に多いという状況でございます。

また、推移につきましては、平成27年度が13名、平成28年度が7名、平成29年度が10名というふうなことで、大体10名前後の方というところでございます。

○牧野委員 わかりました。

ちょっと関連で、成果報告書の295ページを見たいんですけれども、この295ページの一番上、人材育成事業の投入コストと評価結果というのがあるんですが、今後の方向性も全て上向きのようなイメージなんですけれども、平成30年度といいたいでしょうか、これは今度の予算としてはふえていたんかね、決算に対して。見ればわかりますか、私が。じゃあ、後から調べます。これが上向きになっているので。自分で調べます。

○秘書政策課長 毎年、こちらのほうは同じぐらいの予算額で、同じぐらいの執行ということでございます。

○牧野委員 わかりました、結構です。

- 委員長 では、ほかに。
- 山委員 今の話の続きで、もう一度、323ページの報告書のほうですけれども、大型免許を取ると1万円ということですが、これはもうずっと従前からやっていたことですか。以前からですか。
- 秘書政策課長 平成27年度までは2万円の補助だったんですが、財政状況等を勘案いたしまして、平成28年度からは1万円ということになっております。
- 山委員 新卒で入って、若い人が免許を取りに行っているんで、やっぱり30万円とか40万円ぐらいかかるんですかね。普通免許は、もう誰でも運転するんでこれは仕方ないんですけど、自腹ですけど、大型免許はやっぱり仕事のために使う特殊なものなので、やっぱり2万円とか3万円とか出してあげてほしいなあということをもとに要望します。前も一度、ちょっと消防のところの質疑でお願いしたことがあるんですけど、ぜひそういう形でもうちよつとふやしていただきたいというのと、323ページの一番上の目標、目的、成果のところ、窓口トラブルが減少するよというということで、私たちは非常勤なんで、朝から晩まで毎日来ているわけじゃないんですけど、最近そんなに市民の方とかクレーマーとかも含めて、大きな声で叫んだりとか、どなっていたりとか、余り見なくなっているんですけど、それとの関係で、決算書でいいますと113ページですかね。不当要求の対応職員で479万円出しているんですけど、その辺の成果というのはどういふふうに見ていますか。
- 秘書政策課長 今現在、不当要求対応嘱託員として2名配置しております。福祉課と環境課のほうに配置のほうをしております。
- それで、不当要求の対応件数というところをちょっと申し上げます。平成26年度が111件、平成27年度が55件、平成28年度が199件、平成29年度が287件というぐあいで、毎年ちょっと増加傾向にあるというようなことでございます。
- 山委員 それは多分、延べ件数だと思うんですけど、同じ人が同じ問題で何回も言ってくるのも含む。余り間近でわあっとやっているのを見たことはないんですけど、実際どういふ対応を。相談室とか、そういったところに連れて行ってやっているんですか、個別に。あるいは、こういう人の家に行っ

たり、そういうところで話をしてくれているんですか。

- 企画部長　　今、見させていただいていると、本庁舎の西と東にお一人ずつ配置していきまして、結構、今お話のあったように、大きな声を上げられる方というのは大体同じような方なもんですから、その方が見るともうその不当要求対応嘱託員の方がちょっと目配りしていて、若干大きな声を上げられそうになると、その場からちょっと離れた、別室ということはないですが、また個室に入るとそういう方ってうるさいもんですから、例えば銀行の前の椅子席ですとか、ああいったような席へ一緒に行って、そこで40分とかお話を聞いて、うまくガス抜きをして、本当にいい対応をさせていただいているという状況でございますので、職員としては、以前私たちが若いころは非常に大きな声で怒られましたけれども、今はそういう方がすぐ対応していただいているようなことでございますので、割とうまくそのところでガス抜きができているというふうには理解しております。
- 山委員　　同じページの323ページで、内部研修で職員向けにいろいろやっているんですけど、最近やっぱり世の中で問題になっているのはコンプライアンス、コンプラとかセクハラ、パワハラとかという問題ですけど、これについては何か問題が起こらないように事前に、この研修も含めてやっぱり庁内の統制を図るようなことをしているんですか。
- 秘書政策課長　　コンプライアンス研修につきましては、弁護士の先生に講師を依頼して行っております。職員の不祥事等があってはいけないものですから、事前にこういう研修を通じて、職員の育成というところで考えております。
- 山委員　　職員の不祥事という話ですけど、326ページに懲戒処分と訓告ということで、昨年度か2年前だったかは懲戒処分もあったと思うんですけども、いろいろ事情は察しますけれども、訓告というのが出ているんですけども、訓告の内容というのは今答弁できますか。ちょっとまずいかな。
- 秘書政策課長　　訓告の4件の内訳でございますが、事務処理誤りが1件、あと交通事故が3件というような状況でございます。
- 山委員　　それと、先ほど議長さんも質問されたんですけど、病気休職の関係で、27人が休職されて、そのうち5名が精神の関係で、休職者が8人でし

たかね。この監査委員の意見書、70ページの結びのところを見ますと、病気休暇や休職となっている職員が多い職場もあるということで、大体察しはつくんですけども、そういったところに対して、やっぱり何か職場の人間関係とかを含めて、いろいろあると思うんですけど、人事異動で人を動かしていくとか、何か上司から指導というか、援助するとかというようなことはされているんですよ。

○秘書政策課長 当然、秘書政策課といたしましても、その辺は把握しておりますし、所属長のほうからそういう指導はあるというふうに考えております。

○山委員 それで、休職者の話は今出ましたけど、あと今年度は議案質疑には出なかったんですけど、残業とか労務管理の問題とかで、有給休暇がどれだけ取得されているとかというのはどうですか。

○秘書政策課長 平成28年度で申し上げますと1人当たり7.3日、また平成29年度も同じく7.3日というような状況です。有給休暇が7.3日です。

○山委員 残業は多いところが、どうしても業務の性質上、専門的なところは多くなっちゃうんでしょうけれども。

○秘書政策課長 平成29年度で申し上げますと、年間360時間を超えた者が1名、220時間以上を超えた者が37名というような状況でございます。また、平成28年度は360時間以上の者が7名おったということで、360時間以上については去年よりも減少しておるといような状況でございます。

○東委員 先ほどの5人、8人の前の27人でしたか。27人の方が休職、病気休暇ですね。それで長い期間の人も、休職は8人という話でしたけど、そういう場合というのは、例えば人的な応援、言い方はよくわかりませんが、援助というんですかね、そういうのは行われることになっておるんですかね。

○秘書政策課長 当然、パート、臨時のほうで対応ということになってきます。

○東委員 そういう場合は、もう所属の部署ではなくて、例えば秘書政策課なら秘書政策課付のということではない、そこまではいかないんだね。そんな長期ではない。昔、長期の場合だったりすると、もう本来の部署ではなくて秘書政策課のほうにという位置づけがあったようなときもあったけど、今

はそういう人はいないですか。

○秘書政策課長　　今、例えば1つの課で休職者が出たり、また育児休業等もありますので、2名程度減員になると1名正職を入れるということは検討のほうはしております。

○東委員　　すぐに人が雇えればいいわけだけど、雇う手間があったりするとなかなか大変ですけど、現実にはね。だから、それはそれで対処は可能だということですね。

あと、別のところでもう一点だけ聞きたいんですけど、これも本会議で、先ほどの主要施策で人材育成事業をやっていますけど、その左側のページですけどね。決算書でいけば、例の布袋駅東の件で。

1点だけ聞きたかったのは、布袋駅東、322ページで、事業実績で、これはもう本会議で大分詳しくやっていただいたんですけど、よくわからないなと思って聞いておったのは、事業実績の平成29年度の業務内容の4番目、市の財政負担額の算定というのがありまして、予定価格の設定という。下のほうに3から6は一部実施というふうな表記があるわけですけど、あのときに私たちには、要求水準書などの案は配られていますよということで、実際、面積だとか、どういうふうに変更があるよということもあったようなことはあるんですけど、この市の財政負担額の算定というのには私たちには示されたんでしたっけね。

○秘書政策課長　　これは、将来的には予定価格のもとになってくる数字になってくるものですから、これから業者選定を行っていく上で公開するということは考えておりません、この部分については。

○東委員　　それは正式には業者との、いわゆる今後、契約を結ぶ段階には多分示されるのかな。その辺のところは、実際には業務内容のほうに、これは実績の中に一応含まれておるということでしたよね、この中身はね。だから、この段階では、この平成29年度でいくと当初予定の複合公共施設を受けていただく業者向けにどのくらいの……。これは市の財政負担という言い方は、あのとき私の記憶では、行政側が手を出すのは多分建物の一部の借家料というのか、使用料というのか、そういうのが必要だわねというのがもともとありましたわね。出発点はPFIでやるんだったら、全部民間事業者が建てて

するわけだから、どっちかというとな市が投入するのはそういう借家料の部分、使用料というのか、これはその部分の財政負担額の算定をされたということになるんですか。

○秘書政策課長 そのとおりでございます。

○東委員 そうすると現状では、今はこれは変更になってしまうことになったりするんで、その部分が私はよくわからないんだけど、どうなるんですかね。

○企画部長 そのこのところの考え方は、今、若干、業者のほうは考えておりますけれども、よく議会でも御質問がございます、例えばその土地も9,000平米を市が完全にコントロールできる場合と、一部借地が残る場合ですとか、いろんなケースがございますので、そういった点を業者のほうに勘案して、いろんな提案をしていただけるといようなことでもございまして、最終的にまだその部分がこれから確定していく部分ですので、今後はっきりと決まっていってまいるといことで、実際の決算の中でお示ししているのは、そういった部分も業者のほうには勘案させておりますので、全く手つかずというところではございませんので、今お話しさせていただいたように、完全にコントロールできない場合でも、市としてこういった事業が成立するかとか、そういった部分の相談はかけておりますので、そういった理解でお願いしたいと思います。

○委員長 それでは、質疑も尽きた感はございますが、よろしいでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、以上とさせていただきます。

暫時休憩をいたします。

再開は1時10分をお願いいたします。

午前11時55分 休 憩

午後1時08分 開 議

○委員長 それでは、少し早いですけれども、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほどの議案第61号の審査の中で、消防本部消防総務課の補正予算で東委員の質疑に対して答弁保留となっておりますことについて、当局からの御

答弁をお願いいたします。

- 消防総務課主幹　消防庁舎及び東分署のブロック塀撤去及びフェンス等設置工事費の積算の内訳につきまして、各工事の比率でお答えさせていただきます。

まず、消防庁舎の部分でございますが、2カ所ございまして、北側、西側合わせまして、アスベスト撤去工事として34%となります。ブロック塀撤去工事といたしまして21%、フェンス・コンクリート塀の設置工事費として45%という割合となります。

また、東分署の部分につきましては、ブロック塀撤去工事の部分で36%、フェンス設置工事としまして64%となり、なおアスベスト撤去工事につきましてはございません。

- 委員長　これは以上でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

- 委員長　ありがとうございました。

それでは、続いて市民サービス課について審査を続行いたします。

当局から補足説明がございましたら、よろしくをお願いいたします。

- 市民サービス課長　それでは、市民サービス課の決算について御説明を申し上げます。

最初に、歳入について説明をさせていただきますので、決算事項別明細書の64ページ、65ページの中段をお願いいたします。

64ページ、65ページ中段やや下になりますけれども、12款1項1目1節総務管理使用料の市民サービス課所管分で、備考欄、布袋ふれあい会館使用料及び布袋ふれあい会館目的外使用料（自動販売機）でございます。

次に、3枚はねていただきまして、70ページ、71ページの上段やや下をお願いいたします。

12款2項1目3節戸籍住民基本台帳手数料で、備考欄、戸籍手数料から個人番号カード再発行手数料までの6項目でございます。

はねていただきまして、72ページ、73ページの下段をお願いいたします。

13款2項1目1節戸籍住民基本台帳費補助金で、備考欄、個人番号カード交付事業費補助金から社会保障・税番号制度システム整備費補助金までの3

項目でございます。

はねていただきまして、74ページ、75ページの下段をお願いいたします。

13款3項1目2節戸籍住民基本台帳費委託金で、備考欄、中長期在留者居住地届出等事務費委託金でございます。

2枚はねていただきまして、78ページ、79ページの上段やや下をお願いいたします。

14款2項1目1節総務管理費補助金の市民サービス課所管分で、備考欄、消費者行政活性化事業費補助金でございます。

はねていただきまして、80ページ、81ページの中段やや下をお願いいたします。

14款3項1目2節戸籍住民基本台帳費委託金で、備考欄、人口動態調査事務費委託金及び人口動向調査事務費委託金でございます。

2枚はねていただきまして、84ページ、85ページの下段をお願いいたします。

16款1項1目1節総務管理費寄附金の市民サービス課所管分で、備考欄、寄附金でございます。

3枚はねていただきまして、90ページ、91ページの中段やや上をお願いいたします。

19款5項2目11節雑入の市民サービス課所管分で、備考欄、地方庁推奨事業費助成金から有料広告掲載料までの5項目でございます。

歳入は以上でございます。

続いて、歳出について説明をさせていただきますので、大きくはねていただきまして、140ページ、141ページの上段をお願いいたします。

2款1項6目市民生活費につきましては、ここからはねていただきまして、142ページ、143ページ下段の備考欄、布袋ふれあい会館維持管理事業までとなります。

なお、これ以降、公共交通に関する事業は、今年度から都市計画課に所管が移っておりますので、よろしくをお願いいたします。

次に、はねていただきまして、158ページ、159ページの最上段をお願いいたします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては、ここからはねていただきまして、162ページ、163ページの上段、備考欄、墓地管理事業までとなります。

続きまして、大きく飛びますが、事項別明細書の344ページ、345ページの中段をお願いいたします。

344ページ、345ページ中段にございます10款4項1目生涯学習費を掲げてございますが、この中で市民サービス課の所管事業につきましては、ここから4枚はねていただきまして、352ページ、353ページ下段の備考欄、男女共同参画推進事業にあります男女共同参画懇話会事業及び男女共同参画推進事業の2事業でございます。こちらの2事業につきましては、今年度から生涯学習課から市民サービスの所管となったものでございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

○東委員　歳入ですけど、65ページですかね。市民サービス課の使用料及び手数料のところですね。平成29年度から使用料が発生したんですか。お風呂だとか、館の使用料ですね。もし比較できればなんですけど、金額的にはここに書いてあるわけですけど。1つは、もしわかれば、この金額を分けていただければ、例えばお風呂の使用料で幾ら、館のほうの使用料で幾らという分け方がもしわかれば分けてもらえばいいですし、それから利用状況といいまじょうか。回数かよくわかりませんですけど、回数がわかればですけど、利用の頻度というのか、その辺がもしわかれば教えていただきたいんですけどね。

○市民サービス課長　まず、布袋ふれあい会館使用料、浴場、お風呂の利用人数は平成29年度で1万9,617人、使用料は100円ですので196万1,700円の収入がございました。

それから、あとは会議室、実習室、それから競技場の使用料ということになります。

利用の状況なんですけれども、平成28年度と比較をいたしまして、お風呂、

浴場につきましては、人数でいきますと、おおむね4割弱減少をしておるといふ状況でございます。

それから、会議室、競技場の関係につきましては、おおむね1割から2割の割合で減少をしておるといふ状況でございます。

○東委員 ありがとうございます。

○牧野委員 91ページで同じ質問なんですけれども、91ページの中段で、布袋ふれあい会館競技場空調実費徴収金11万1,000円出ているんですが、僕の知る限りでは使ったことがなかったのが、有料化して11万円とか、何団体が何時間ぐらい使ったんですかね。これはすごいなあとは思いましたが。

○市民サービス課長 布袋ふれあい会館の空調設備には、実費ということでいただいております。2時間で1,280円、それから最後の2時間半のスパンでは1,600円という金額をいただいております。平成29年度1年間で、この空調を利用された方が86件ございます。

○牧野委員 団体数でもわかりますか。団体数はわからない。

○市民サービス課長 団体数につきましては、年間、定期的に利用しておられる団体もお見えになりますので、ちょっと把握をしております。

○委員長 よろしいですか。

○山委員 歳入で2点お尋ねしたいんですけど、73ページの個人番号カード交付事業と事務費と両方補助金があつて、その後、社会保障・税番号制度ということなんですけれども、その下に、課が違うんですけれども、また同じように社会保障・税番号制度システム整備費補助金とあるんですけど、これは何か補助金を受ける関係で2課にまたがっているんですか。この補助事業の内容が違うんですか。

○市民サービス課長 個人番号カードの事業費・事務費補助金でございますけれども、こちらは個人番号カードを交付するために必要な事務費、それから個人番号カード自体は地方公共団体情報システム機構と、そこで作成をしておりますが、その作成に係る費用を市のほうで歳出して支払っておるんですけれども、その分を国が補助してくれるといった類いのものがございます。

それから、社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきましては、市民サービス課の部分で上がっております510万8,000円というのは、昨年、

平成29年の補正予算でお願いをした分でございますが、今年度も先ほどお願いをさせていただきましたが、旧姓併記に係るシステム改修の部分でございます。

それから、総務の部分で上がっております部分につきましては、全体的な基幹系のシステムのシステム改修だと思われまます。

○山委員 わかりました。

もう一つですけど、85ページの寄附金のところですけど、これは先ほど取り上げたふるさと納税とは違って、一般的な寄附金ということで市民サービス課で51万円が上がっていますし、総務課でも656万8,000円と上がっているんですけど、この寄附金というのは何でしたっけ。

○市民サービス課長 市民サービス課のほうで寄附金と上がっております51万846円につきましては、これは実はふるさと納税の寄附金ではなくて、個人の方から1,000万円の寄附をいただいたうちの一部を充てさせていただきます、布袋ふれあい会館のほうにマッサージチェアと、それから血圧計を整備させていただいた分の寄附金でございます。

○委員長 よろしいですか。

○伊神委員 主要施策のほうの54ページで、中段の戸籍訂正の件数とありますが、この戸籍訂正というのはどういう意味か内容を知りたいんですけど。

○市民サービス課長 戸籍の事務を進めていく中で、届け出等が出てきたときに、古い過去の戸籍などを見ていって戸籍の新しく情報を追記したりとかしておるんですけども、そうした中で、古い戸籍などで日付が誤っておったりとか、そういったものが散見されます。そういったものを、戸籍を取り寄せたりとか法務局と連絡をとったりしながら訂正していくという事務を、確認の作業を進めながら訂正していくという事務を行っております、こちらの訂正の件数が、この実績値62件といったところで上がっております。

○伊神委員 それは、違うから職員が見つかるわけですね。お客さんとか市民の人が違っておると言うんじゃないくて、発覚するというのは、職員がそうやって見比べて気がついて訂正という意味ですか。

○市民サービス課長 職員のほうでチェックをかけたときに、日付等々チェックをかけたときに、間違いが見つかるものでございます。

○伊神委員　　今のはわかりました。

もう一点、その隣の55ページで、5番目の住民基本台帳事業ということで、これは今後の方向性というところで継続になっていますけど、投入資源というのが全くのなしになるんですが、この下を向いた評価になっていますけど。この意味を知りたいですけど。

○市民サービス課長　　投入資源の部分で下向き矢印がここだけついておるんですけども、これは全く予算がなしになるということではなくて、前年対比で予算総額が下がっているという意味の矢印でございます。経費を見直したりとか、そういったところで削減には努めているといったところでございます。

○伊神委員　　削減になるわけですね。今まではならなかったということで、今後はなってくるというふうに解釈すればいいですか。

○市民サービス課長　　いずれの事業につきましても、事業費につきましては財政事情が、御存じかとは思いますが、非常に厳しい状況でございますので、かかる経費に関しましては、きちんと精査をして、必要なものはつける、不必要なものはできるだけ省いていくというような流れでやっておりまして、平成29年度に関しましては、この住民基本台帳事業については経費削減を行うことができたということでございます。

○山委員　　ちょうどまた戸籍とか住民票の話が出てきましたので、この成果報告書で申し上げると92ページですかね。戸籍謄本・抄本ですとか住民票の写しの交付件数が記載をされているんですけども、これは一般的なことなんで、そう気にならないんですけども、個人番号カードの再交付が25件、マイナンバーの関係ですよね、通知カードの再交付が943件とあるんですけども、少々なくしたとか、どこかへやってしまったというのはわかるんですけど、これだけ通知カードの再交付が多いというのは、何か要因というか、原因というか。またそれをどうしても必要とする人が多いんですか。

○市民サービス課長　　通知カードを一旦とられて、それをなくされたというようなところで、再交付というのがこの25件ということになるんですけども、特に要因といったものは見当たりませんが、どこかへしまっておいて見つからなくなってしまうとか、そういったことなんだろうなというふ

うに考えております。

- 山委員　なくしたことに気がついて再交付ということですけどね。実際に使う場面がないので、どうしてこんなにあるのか。これは別にいいですけども。私は余りマイナンバーは好きじゃないんでいいんですけど。

それと、もう一つわからないのは、161ページですか、この決算書のほうを見ると、先ほど歳入のところで答弁していただいたんですけども、マイナンバーの関係の国庫補助金は先ほど歳入で答弁をいただいたんですけど、ここで社会保障・税番号制度関連事務交付金ということで777万9,000円とあるんですけど、これは先ほど答弁いただいた地方公共団体情報システム機構というところなんですけど、これは非常に不思議というか、私はちょっと理解できないんですけど、全ての自治体が、このシステム機構に加入していますよね、全国の。一旦国から、総務省から自治体に国庫補助を渡して、またそれをここをトンネルにしてシステム機構にこうやってお金を出しているんですか。よくわからないんですけど。

- 市民サービス課長　どうしてこういった仕組みになっているのかということなんですけれども、これは正直言って、こういう決まりになっているとしかお答えのしようがないんですが、議会の答弁でもさせていただきましたが、交付率がかなり市町村によって差が出ているといったところで、歳入歳出予算を組むときの負担であるとか、そういったものを考慮されているのではないかなと推測はされます。

- 山委員　このシステム機構に出している交付金に対して、歳入が全額ではないですよ。だから、市の持ち出しというのが出てきているんですか、幾らか。

- 市民サービス課長　歳出の金額と、この歳入の金額を比べていただきますと、差が出ております。一般会計からの若干の持ち出しがあるということでございます。

- 山委員　これが始まった当初は、国から来た国庫補助をそのままシステム機構に出していたんですけど、ちょっと持ち出しが出てきたということですけど、それは先ほど御答弁があったように、交付率が余りよろしくないとか交付金の持ち出しがふえるということですか。そういう理解でよろしいんです

か。

○市民サービス課長 交付率が悪いからペナルティーといったようなことではない。

○山委員 今、この戸籍とかマイナンバーの関係の窓口の話になっていますので、関連してお尋ねしたいんですけど、決算書でいいますと161ページの一番最上段のところで、臨時職員等賃金ということで1,000万円ちょっと上がっておりますけど、窓口業務をやっていただいている方の人件費だと思うんですけども。これもよく決算のときに話題になるんですけども、正職と非正規の人数、バランスは非正規が圧倒的に多いとかいうことを私たちはよく指摘しているんですけども、最近の状況はどうなっていますでしょうか。

○市民サービス課長 通常の業務ですと、今、市民サービス課の本庁の窓口でございますけれども、こちらはパート職員さんを15人雇用しております、ただそのうち半日ずつ5人でチームを組んでいただいて、半日ずつの勤務を交代でしていただいております。市民サービス課の本庁の窓口には、その5人のパート職員の方と、それから正規職員が、グループリーダー以下7名の正規職員で本庁の窓口は行っておると。

あと、支所なんですけど、草井支所、宮田支所につきましては、正規職員1名に対して、これは同じような半日交代の勤務になりますが、パート職員を3名雇用して交代の勤務をしていただいております。

あと、布袋ふれあい会館には、会館管理の関係もございますので、正規職員が2名、それからパート職員は交代勤務で3名の方がおられるのと、それからお風呂の関係等がございますので、看護師のパートさんを2人雇用しているという状況でございます。

○山委員 ほとんど女性の方で、短時間で交代してということだと思っておりますけれども、今、グループリーダー以下7名正規職員の方が配置されていとおっしゃいましたけれども、窓口の現場に一斉に立って市民と直接やりとりするのは、ほとんどパートの方なんですか。何かトラブルが起こったとか難しい話があったときに、正職の方が出ていくという、そんな格好になっているんですか。あるいは、窓口来庁者が多いと、正規も非正規も関係なく窓

口に立ってやっているんですか。その辺のすみ分けがちょっとわからないとか、現場で見て、最近、正職の方なのかパートの方なのかよくわからなくなってきたので、どうなんですか。

○市民サービス課長 委員おっしゃられたとおり、あくまで状況を見ながらというところにはなってきますけれども、パート職員さんは勤務自体が、まずは朝9時からの勤務になりますので、8時30分からかの30分間は全て正規職員で対応をしておる状況ですし、それから3月、4月、5月なんかは非常にたくさんの方が来庁をされます。窓口にずらっと並ばれるというようなことになるわけですが、そういった状況によりまして、正規職員のほうが窓口に出て行って、そういった発行業務を積極的に行っておるというふうな状況もございます。

○山委員 もう一つ済みません。今度は成果報告書のほうになるんですけど、市民との相談の関係なんですかけれども、10年ぐらい前に……。

〔「何ページ」と呼ぶ者あり〕

○山委員 91ページです、成果報告書の。多重債務とか、グレーゾーン金利とか、過払い金だとか、今もCMでそういう法律事務所のコマーシャルもあるんですけど、ここの実績を見ますと、多重債務相談というのは年間十数件程度なんですかけれども、もっと前は、10年ぐらい前はもっと多かったような感じがするんですけど、この辺はちょっと落ちついてきているかなと思うんですけど、これは今後どうされるのかということですが、これは無料でやってもらえたんですかね、弁護士さんに。

○市民サービス課長 相談自体は無料で相談をさせていただいております。

済みません、こちらに上げさせていただいている多重債務相談は、毎月1回、西庁舎のほうで多重債務相談ということで広報にも御案内をお載せしてやっておる部分の件数が載っているということでございます。平成29年度につきましては12件の御相談があったということなんですけれども。それ以外にも、多重債務に関しましては、一番上にあります法律相談であるとか、あとは常勤の方がおられます市民相談であるとか、そういったところできまざまなそういう債務の御相談がございますので、そういった専門の多重債務相談へつなげさせていただくこともございますし、それから弁護士による法律

相談であるとか、そういったところへつなげさせていただくこともございます。

○山委員　この多重債務の月1回というのは、これは弁護士にやってもらっているんですね。

○市民サービス課長　そのとおりでございます。

○山委員　過払い金の請求できる時効というか何かあって、だんだんこういうのが減ってくるというようなことも聞いた覚えもあるんですけども、多重債務の相談とか過払い金とかというのは、相談自体は減っているんですか。減っていないんですか。

○市民サービス課長　相談自体は、少しずつ減少をしてきている状況がございます。多重債務相談といいましても、過払い金の相談ばかりではなくて、債務が多くて自己破産であるとか、そういったところの御相談もございます。

○藤岡委員　その隣のページの90ページの消費生活センター事業についてお聞きしたいと思っていました。昨年の4月から西庁舎のほうに消費生活センターを移してというか、そこで開設してということで、このグラフを見ると、相談件数がずっと平成21年から平成28年の数字から比べると平成29年で一気にふえているという形ですが、それだけセンターをつくった効果があったということですかね。

○市民サービス課長　おっしゃられるとおりで、平成28年度までは、同じ西庁舎のほうで消費生活相談につきましては週4回の半日ずつの相談でございましたが、消費生活センターを立ち上げまして、平日、常勤の相談といった形にさせていただいたことで、件数としてはかなりふえたということがございます。

○藤岡委員　これだけふえて、今のスタッフといいますか人数で、この相談に応えることができているというか、今の人数では足りない状況とか、そういうことはないですか、今のところは。

○市民サービス課長　消費生活相談の相談員の方は現在3名をお願いしておりますので、そちらは交代で勤務をしていただいておりますので、これで足りないとか、相談に対応できないとか、そういったことは現在のところはないという状況でございます。

- 藤岡委員 下の課題のところ、今は経験豊富な、元部長の大竹さんのことだと思っただけですけども、対応されている。その方が退職されると、経験が豊富じゃない若い職員がつかないといけないというような課題が書いてありますが、そのあたりはどういうふうに考えていますか。
- 市民サービス課長 今、お勤めをいただいている相談員の方がもしやめられて新しい方をお願いをするというようなことになると、こちらの課題のところ、掲げているような問題が発生する可能性があるわけですけども、県のほうもそうしたところでは、今、各地で消費相談を手厚くしようということでバックアップの体制を整えていただいております。職員をこちらのほうまで派遣して、相談に関するアドバイスをいただけたりとか、それから各種研修なども開催をさせていただいておりますので、こうした機会を捉えまして資質の向上には努めていく覚悟でおります。
- 東委員 92ページの主要施策で、先ほど個人番号カードの交付の様子は、この事業実績で話が出たんですけど、一番下の今後の方向性にある表現の仕方、個人番号カードの活用方法によっては申請交付事務に影響が出てくると書いてあるんですけど、一般的にいろんな福祉部門とか税部門でというのは、個人番号を記載してくださいよというのがよくある話ですよ。そういう場合のことなのかよくわからないんですけど、この活用方法によっては具体的に影響が出てくるんじゃないかという言い方は、これはどういう内容のことなのかという気がするんですけどね。
- 市民サービス課長 今定例会の一般質問の中でも少し触れさせていただきましたけれども、現在、個人番号カードのメリットは何かといったときに、写真つきの身分証明書になること、それから税務申告ですね、こちらのほうが電子申告ができるといったことのほかに、今現在、江南市ではメリットがないという状況でございます。今後、国のほうも厚生労働省管轄の事業なんかで、こういった個人番号カードを使っているいろんな申請ができるだとか、そういったところの今計画がいろいろあるわけなんですけれども、こういったものが充実してくることによって、申請件数がふえたりとか、そういったことが予想されますので、こちらにも書いてございますけれども、国や県の動向を注視して、その対応をしていきたいというふうに考えておるところでござ

ざいます。

○東委員 交付事務に影響が出るという言い方は、この場合の交付というのは、番号カードを使ってやるいろんな事務……。例えば、税務申告には、今、カードでやれますよとかいう言い方があって、今は番号さえ記載すれば、福祉部門とか税部門の書類は交付もできれば申請もできるんですよね。それ自体が例えばカードそのものがないと、できなくなるとかいうこととか、そういうようなことが想定されるんですか。

○市民サービス課長 申請自体ができなくなるということではなくて、オンライン申請が可能になるというような構想を、今、国のほうがいろいろな分野で計画をしておるといことでございますので、それから交付事務に影響が出てくるというところは、本会議でも出ましたけれども、江南市のほうがまだ9.3%、直近では8月末で9.5%まで行っていますけれども、カードの交付率でございます。交付枚数が9,555枚、率にしますと9.5%というところまでは行っておりますけれども、まだまだ1割までは達していないというところで、こうした個人番号カードを所持していることによるメリット、サービスなどが充実をしてくると交付申請がふえてくる可能性があるというところで、交付事務のほうが忙しくなるというような可能性があるというところで、こういう書き方をさせていただいておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長 よろしいですか。

○東委員 今、決算書の161ページ、先ほども質問があって、ちょうど今たまたま課長さんのほうから、真ん中の交付事業で、関連事業の中で9,555枚か、現時点で発行が9.5%ということになるんですけど、先ほど山さんから出ましたけれども、お金の関係で、例えば1つは今年度の場合、予算に対してもともとどこまでじゃあ、結果は、最終は9,555枚ですけど、平成29年度予算でもともと見込んだやつでどれだけかというのは、決算上だけで簡単な数字だと思うんですけど、これまで個人番号カードが始まって、今までもあるんですけど、総額で幾らぐらい国からお金が入ってきて、これは市民サービス課だけの話では本来ないわけですけど、本来、総務課でも基幹のほうのシステムの関係があるんですけどね。例えば市民サービス課だけで、特に発行が立場ですけど、それだけの分野で総額どれだけの費用が国からおりて

きまして、それに付随して市がどれだけぐらいの持ち出しをしているかというようなことはわかるんでしょうかね。

○市民サービス課長　　ちょっとお時間をいただきまして、後ほど。

○東委員　　先に別のを聞きます。

同じページの一番上段、先ほど臨時職員の方の体制のことで議論がされたんですけど、聞いたかったのは、仕事の内容に関して、というのは、今、窓口業務そのものを一括していこうというような見直しが議論に入ってくるんですけど、仕事によっては、今の現状はパートさんで、直接市の担当者の方がそこについているわけですけど。今の現在のパートさんが窓口に出ている、事務的には市民の方が例えば住民票を申請すれば、それをそのまま作業という流れが出てきますよね。その中に市の職員の方が加わらなければならないという、その流れの中に何かあるのかどうかということですけど。本来、もともともそういうものはなくて、ある一つの部署の窓口という対応をまるっと委託してしまうと、一定そこに正規職員の行政側の関与する場所を設けないかんのだとか、そういうような、正確にはわからないんですけど、そういう区分けは本来されるものなんでしょうか。

○市民サービス課長　　まず、現在の窓口の業務につきましては、市の職員というのは、異動のチェックというのは必ず市の正規職員が行うものとしておりますので、異動について、パート職員の方も含めて、まずは入力をしていただくんですが、最終的なチェックというのは必ず正規職員のほうがチェックをさせていただいております。今の第8次リノベーションプランのほうで窓口の委託といったものを掲げておるんですけども、こちらのほうは、今のところなんですけれども、特に異動が伴わない単純な証明発行の業務について委託をできないかというようなところで検討させていただいておるところでございまして、住民の情報の住所異動であるとか、それから戸籍の取り扱いといったところにつきましては、現在のリノベーションビジョンの中でのそういった委託の対象にはしておりませんし、するべきではないだろうなという考えを持っています。

○東委員　　異動のチェックという意味は、例えば私が単純に現在の住民票などを下さいというのは、単に証明書が出るだけだから、それは単純に証明書

発行という意味合いで、そういう場合のチェックは正規職員の方はかかわらないんだ。ただ、私が例えば今の住所から他市へ移転、市内でもいい、市内でもどこかへ異動するという申請をした場合というのが異動という意味ですか。

○市民サービス課長　市内、それから市外への転出・転入であるとか、そういったところの住所の変更ですね、そういったものが伴う場合については、市の職員がチェックをさせていただいておるところでございます。

○東委員　そうすると、最初の窓口のところで、もしリノベーションで今検討されておる内容のことをやろうと思うと、窓口、そのところの受け付けの段階で、もう分けておくということになるんですか。単純に住民票を発行だけをしたいという場合はこちらの窓口でどうぞ。私はちょっと転籍だとか転出だとかいうことだ、違う窓口でどうぞと。そういうような受け付けスタイルになるということですか。

○企画部長　リノベーションの方向性については、また別の機会に御質問いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○東委員　わかりました。

○委員長　先ほどの。

○企画部長　済みません、今、総額を計算しておりますけれども、結構資料がありますので、またちょっと、計算間違いがあると申しわけございませんので、お時間を頂戴して、今のこの議論にどうしても必要ということであればすぐ出しますけれども、参考ということであれば、またきちんと計算をしたものを出させていただくということによろしいでしょうか。済みません、よろしく申し上げます。

○委員長　じゃあ一旦これは。

ほかにはよろしいですか。

[挙手する者なし]

○委員長　それでは、市民サービス課についての質疑は以上とさせていただきます。

続いて、総務部行政経営課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○行政経営課長　それでは、行政経営課の所管につきまして説明をさせていただきます。

平成29年度江南市一般会計歳入歳出決算事項別明細書の60ページ、61ページをお願いいたします。

最初に、歳入でございますが、最下段の2款地方譲与税から、64ページ、65ページの中段、10款交通安全対策特別交付金まででございます。

次に、84ページ、85ページをお願いいたします。

上段、15款財産収入、1項財産運用収入、2目1節利子及び配当金で、行政経営課の江南市財政調整基金利子でございます。

はねていただきまして、86ページ、87ページの中段、17款繰入金、2項1目1節基金繰入金でございます。

その下段、18款1項1目繰越金、1節前年度繰越金でございます。

はねていただきまして、96ページ、97ページの上段、20款1項市債、5目1節臨時財政対策債でございます。

続きまして、歳出でございます。

110ページ、111ページをお願いいたします。

中段、2款総務費、1項総務管理費、2目秘書政策費、備考欄、公共施設再配置計画策定事業でございます。組織再編により、今年度、秘書政策課から所管がえとなったものでございます。

次に、116ページ、117ページをお願いいたします。

中段、2款総務費、1項総務管理費、3目行政経営費から、組織再編により今年度、秘書政策課へ所管がえとなりました行政経営推進事業を除き、118ページ、119ページの下段で備考欄、主要施策成果報告書及び県下各市決算状況調作成事業まででございます。

次に、372ページ、373ページをお願いいたします。

下段、12款1項1目公債費、そしてその下の13款1項1目予備費まででございます。

該当箇所は以上でございます。補足説明はございません。よろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

- 伊神委員　市債の借り入れということで、主要施策の26ページ、ここの学校教育、中段の新体育館建設事業借り入れというところで、いちい信用金庫の利息が0.385%と一番高いんです。十六銀行は0.200%、その他公共事業のずっと利率を見ますと、上段のほうはみんな0.1%、0.1%、0.1%、0.2%で、この0.385%という一番高いのに18億3,210万円と。利息が一番高いのに、一番多く金額を借りているわけですね。利息の低い0.2%の十六銀行は5,340万円と。このどうして高いところを多く借りているのか、これはどういうふう理解したらよろしいか、説明をお願いします。
- 行政経営課長　新体育館建設事業につきましては、平成29年度、借り入れを行いました、その前段階で、多額の金額になりますので、金融機関に対しまして、この金額で借り入れ可能かどうかというのをまず実は事前調査を行った上で入札をかけております。償還期間につきましては、20年間という通常より長い期間。これは、負担を平準化させるという意味で、長期に平準化をさせております。その関係もありまして、利率につきましては0.385%という利率の結果が出ているものと考えております。
- 伊神委員　この十六銀行の0.2%というのも、同じような立場で借りているわけではないんですか。借り方によって違いがあるわけですか。
- 行政経営課長　民間の金融機関から借り入れする際は入札を行います。その下の十六銀行につきましても、同じように入札を行った結果ということでございます。
- 委員長　よろしいですか。
ほかにございますか。
- 牧野委員　成果報告書の327ページで行政レビューのことでちょっと聞きたいことが、一般質問でないんで聞き方が難しいんですけど。これは本当は市長さんの政策の中に入っているものだから、これはコストカットを含めた一つのことだと思って始めたのが、全く目的が変わって、事業の棚卸しの性格になっているんだなあとは私に思っていて、これの価値はあるようなないような、私ははっきり言って全くよくわからない事業なんですよ、私にとってはね。でもいいんです。そんなことを聞いているわけじゃないんで。しかし、市長

政策だからやっていくんだらうなということで、課題と一番下に対応方策というのがありまして、これは金はかかっていないんだけど多大な時間がかかって、効果対費用で見るとなかなか難しいんですが、課題が書いてあるとおりでして、課題や問題を整理して改善する必要があると。この改善する必要が、私は全くそのとおりとと思っていまして、対応方策の選定基準の見直し、基本的なことですよ。効果的な行政と。効果が、判定基準を見ていまして、現行どおりだとか、要改善だとか、中止とかあるんだけど、効果測定みたいなものが何か、結果はいいんです。結果はいいんだけど、事業レビューをやることによる時間と効果測定みたいな評価みたいなものを出してもらうと本当はよくて、これをまたやっていくのかなというのが僕の率直な意見ですが、行政としては基準とか何かつくっているのか、つくろうとしているのか、今、現状のところを教えてくださいなんですけど。

- 行政経営課長 行政事業レビューの目的といたしましては、市民公開の場で行政の事業に対しての意見を聞くと。市政運営に対しまして参考にさせていただくとともに、職員のプレゼンの能力のアップであるとか、その事業の分析とかができるというところを目的にさせていただいております。国でいきます事業仕分けとは若干違う意味合いでの開催ということで、まずは行っております。

レビューをやる上で課題や問題点ということなんですけれども、2回、ことしを入れれば3回ですけれども、やりました。その中で、事業選定というところで、レビューにふさわしい事業というものが、とてもそれが難しいという課題は認識をいたしております。それでことし、平成30年度に行ったわけですけれども、選定基準の見直しに関しましては、レビューにしにくい、例えば内部管理事務ということで直接市民のかかわりのないような事務に関しては、これは選定の際にふさわしくない事業ということで外したり、あとまた判定のやり方につきましても、市民評価員の方も10名いらっしゃる中で、より多く評価員の方の、判定員も含めまして市民の意見を聞くということで、市民評価員票ということでことしは加えたりだとかということで、見直しをさせていただいて実施いたしているところでございます。

- 牧野委員 確かにプレゼンの仕方はうまくなったなあと、ことしもそうい

うことで評価がありましたけれども。持っていく中身が、中身の問題、課題抽出が、私、市民目線で見ると、ぴんとくるのどこないのと、4項目見ていたんだけど、ぴんとこないんですよ。これは苦勞しているから皆さんを責めているんじゃないんだけど、もう一工夫をしてもらいたいという。ちょっと一般質問に。要望ですね、これは。何て言っているのか。要望じゃないな。どう言ったらいいか。頑張ってください。意見だ。

○総務部長 御要望として承りたいと思いますけれども、これで3年やりました。よその市町村を見ておっても、3年やると、今の事業選定の問題だとか、それから判定のあり方だとか、いろいろ行き詰まる部分が結構出てきているのが現状です。課題のところにも書きましたように、一度大幅な見直しといいますか、そういったことは必要だろうなということを考えておりますので、少しまたお時間をいただきながら検討させていただきたいなあとと思いますので、よろしく願いいたします。

○山委員 今のお話の続きで、296ページですかね、この報告書のほうですけども。成果の状況ということで、事務事業が改善された割合ということで、実績値はこういうふうになってきているわけですけども、行政事業レビューともちょっと関係してくるんですけど、例えば生活保護とか、介護保険とか、学校の就学援助とか、そういうのは国の法律とか枠組みで決まっていて、見直す余地はないと思うし、さわれないと思うんですけども、今やらなきゃいけないのは単市事業。どんどん職員もふやしていろんなことをやっているし、予算も膨らんできているんですけども、単市事業の事務事業というのを見直さなきゃいけないんですけど、そもそも単市事業というのは幾つあったんですか、平成29年度。

○行政経営課長 申しわけございません、単市事業に関する資料が今、手元ございません。

○山委員 余り一般質問になっちゃうといけません。そういうところに切り込んでいって、こういう事業仕分けなのか行政事業レビューがいいのかちょっとよくわかりませんが、今後、やってほしいなということをお願いしたいのと、あと、これは決算ですので、昨年度は補助金の見直しというのは何かされたんですか。やっていないですよ、ほとんど。

○行政経営課長 補助金の見直しということでございますけれども、今現在、補助金につきましては、その都度その都度ということで、例えば新設、あるいは変更、あるいは廃止ということで、その事案が出たごとに補助金検討委員会を開催いたしまして、その判定をして変更を加えていっているという状況が今でございます。

○山委員 ただ、平成30年度か平成31年度には補助金全般の見直しをやるというようなことを、前、どこかで答弁されていたと思うんですけど、それはどうなったんですか。そういう準備はされていないんですか。

○行政経営課長 補助金の全体的な見直しにつきましては、今、委員がおっしゃられましたとおり、今年度から取り組んでおります。また総務委員協議会の折にも御説明のほうをさせていただきますが、全事業につきまして洗い出しをやっていくよう取り組みを進めている状況です。

○委員長 よろしいですか。

○牧野委員 決算書の121ページで、顧問弁護士活用事業と中段にありますけど……。これは違うか。これは総務か。失礼いたしました。取り下げます。

○委員長 ほかは。

○東委員 298ページに成果の状況で、公債費比率が目標というのが7.0で、今回4.2ということになるわけですけど、要は7.0ぐらいに抑えたいというのが目標という言い方だと思うんですけど。平成29年度に関しては4.2でおさまっていますよという形で、実際のところは、先ほど伊神さんのほうでも、ことしの借り入れ状況の話があったんですけど、これを見る限り、26ページに先ほどの、これは借り入れ状況ですけど、基本的にはことしの分については、主に今は一般会計のほうの公共事業部分は布袋の部分が多くあるんですけど、大体が、先ほどの体育館も含めて、括弧書きは据置期間と書いていますから、据置期間は3年ですから、まだすぐに返済は出てこないものですから。それで、1つはこの7%の目標にしていることの根拠は何かということがまずあるんですけど。

それからあと、もし据置期間がなくなってきたり、例えばほかの返済も出てくるわけですけど、これが見通しとしては、もし据置期間がなくなると例えば7%に近づくとか、そういうようなことになってくるかどうかというの

は、それはもうわかるのでしょうか。

- 行政経営課長　　7%という目標値につきましては、基準値、平成18年が10.1%ということで、そこから抑制をかけまして、先ほど委員がおっしゃられましたとおり、7%というのは大体このぐらいの数字ということで、特段裏づけの、起債に関しましては、当然、起債する金額によりまして公債費というのも初めてそこで出てまいりますので、具体的な金額がありまして7%というものではございませんが、このぐらいに抑制をしていきたいということでございます。

今後の見通しというところにつきましては、本会議のほうでもありましたが、新体育館等の建設に係る公債費等がございますので、またそれ以外の一般財源ベースでもふえていくということでもございますので、上昇する傾向にあるということで現在注視しているところでございます。

- 東委員　　ただ、もともとが、その前ページに借り入れ別で現在の末があるわけで、先ほどの26ページの前のページね。26ページの前のページが全部載っておるわけですけど。ここで現状、残高が載っておって、ここに償還金が載っておるけど、これはことしの分の返した分が載ってくるわけだけど、大体、借り入れておるやつはわかるわけだもんだから、数字的には、基本的なもし均等払いなら、もし15年なら15年で、前に同じような、そういう形で一定の表は数字的に出ますよね、返済期間が始まることはわかっておるわけだから。そういう点では一つの目安は出るんだろうかなという気がしたんですが、それは様子を見るという言い方でしたけど。

そうすると、7%で、一応それを目指す方向で、この数字そのものも、多分、平成29年度までの話だもんだから、ひょっとしたら。こういうものも全面的に、新しい年度が始まって、またこれを検討し直すということもあり得るのかということ、これは今後の課題だとしておきますけど。

それはそれで様子見なんですけど、先ほどの借り入れ別のところの26ページに戻ってお聞きしたいんですけど。先ほど体育館については、いちい信用金庫が出たんですけど、上段のほうは借入先が、これを見る限りは公的などころというんでしょうか、よくわかりません。正確にどう言っているかわかりませんが、そういう部署から借りるから、利息も安く済む。償還期間

が短いこともあるのかもわかりませんがね。それでも利息はそれなりに安いところで済むんですけど。一般的に、ある事業をやる場合に、例えば市が。当然、起債が受けられるか、よくありますよね、どれだけなら受けられますとかよくあるわけでありまして。その場合に、借入先の選択といたしましうか、そういうのは何を判断にするかということがあるわけですけど。たまたまこれは、布袋のいろんな幾つかの事業は、全部どうもこれは公的機関を受けられたというふうになるわけですけど。これは市がこれを選べるんなら、例えば体育館の問題だって、公的機関を選べるのなら、そちらを選ぶという方法もあったのかどうかということなんですけどね。その辺のところはどうなるのかをお聞きしたいんですけど。

- 行政経営課長　借入先の選定というところの内容かと思えます。借入先につきましては、起債の内容によりまして、公的な機関、例えばここでいいますと財政融資資金であるとか地方公共団体の金融機構というところで借り入れる内容、それからそれでだめな場合は民間資金ということで、借入先につきましては、起債する内容によりまして区分けがされております。

新体育館の建設事業につきましては、これは社会体育施設ということで位置づけられておりまして、この部分については公的な機関での借り入れはできないというところで、民間の金融機関を選んでいったという状況でございます。

- 東委員　そうすると、こちらが、市が起こす事業によって、そういう制限が加わるというのかな、そういうことが一つの基準のような今答えですよ。本来なら公的機関を選びたいなという気がするわけですけどね、できるものであればと。見る限りちょっと安そうな感じがするからね。だから、それは事業内容によっては、そういう区分けがあるのでという形ですね。

その前ページで確認したかったのは、左側の24ページに、主に一般会計の借入先が、一番上に財政融資資金というのがあって、これは出てくるんですけど、その後、簡保資金とか郵貯資金と出てくるじゃないですか。そのままことしに関しては借入先ではなかったわけでありまして、2段目、あるいは郵政ね。ひょっとしたら、この郵政民営化なんかの関係で、こういう郵政資金とか簡保資金というのは今はないんですか。あるんでしょうかね、まだ。

○行政経営課長　　今現在はないというところで、簡保資金、郵貯資金につきましてはないという状況でございます。

○東委員　　そうすると、この表にある、現在、江南市が借り入れをしておる中段の三菱UFJ銀行から上段が公的な資金かなという気がしますが、この中で、そうすると新たな借入先としては、少なくとも簡保と郵貯はなくて、あとはまだみんないいんですか、これは。

○委員長　　暫時休憩します。

午後 2 時 16 分　　休　　憩

午後 2 時 17 分　　開　　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

今の件は後ほど答弁をいただきます。

東委員、よろしいですか。

○東委員　　もう一つ、別のことで。328ページの……。

〔「報告書ですか」と呼ぶ者あり〕

○東委員　　ごめんなさい、報告書です。主要施策です。主要施策の328ページで、これは何年か前から会計の報告の内容を、公会計推進事業という言い方をしていきますけど、国の方針があって、こうした全国的に統一基準による財務書類を作成して地方公会計の整備を行うという形で、我々議会にも毎年決算に基づいた財務書類4表というのが配付されるわけでありまして。これは、全国的にはほとんどがこれで今はやっておるんでしょうか。

○行政経営課長　　統一的な基準に基づきました財務4表の作成につきましては、平成29年度でほぼ作成されるという見込みとなっております。

○東委員　　実際には、江南市なんかの場合、お互いさまかわかりませんが、それが公表されることによって、いろいろそれぞれの統一的に団体間の比較を行うことができるよというふうに書いてあるわけですが、現実にそういう必要性だとか、日常的に自分たちが仕事をやっていく上で、そういうような活用をしているということはあるんでしょうか。

○行政経営課長　　総務省のホームページでは、既に財政状況資料集ということで、この財務4表にかかわりは直接ないんですけども、例えば公債費であるだとか将来負担比率とかというものは、既に類似団体ごとにわかるよう

にはなっております。今後、例えばこの財務4表で統一的な基準でほぼ全国的に出された段階で、総務省のホームページのほうにもこれが類似団体ごとでアップされていくということを想定しておりますので、当然この内容につきましては、団体間の比較ということで、江南市に似通った団体に対してどのような状況かというのは一目で見える化されるものと考えております。

○東委員　私が聞きたかったのは、もちろんそれは表として、資料としてはデータ化されておればそうなるけど、その後の我々の行政上の仕事をやっていく上で、江南市として、そういうような他団体との比較を見ながらどう生かすとか、そういうような活用というのも何かあるんでしょうか。

○行政経営課長　活用につきましては、数値的な面で現在の江南市の財政状況というのを比較していくということになるかなと考えておりますので、例えば今、県内の37市ということで、その平均値であるとかというのは参考にさせていただいておりますけれども、それ以外にもそれが全国的な基準になりましてわかるようになれば、そのあたりは十分活用できるものだと考えております。

○委員長　よろしいですか。

それでは、行政経営課については、先ほどの答弁を保留して、以上とさせていただきます。

続いて、税務課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○税務課長　それでは、税務課の所管につきまして御説明を申し上げます。

歳入歳出の決算事項別明細書をお願いしたいと思います。

事項別明細書の60ページ、61ページでございます。

最初に、歳入でございます。

1款市税につきましては、1項市民税からずっとおりていただきまして、5項都市計画税までのうち、現年課税分が税務課の所管となります。

続きまして、70ページ、71ページをお願いいたします。

上段にございます12款使用料及び手数料、2項1目2節徴税手数料で、備考欄にございます証明手数料を初め2項目になります。

続きまして、92ページ、93ページをお願いいたします。

19款諸収入、5項2目11節雑入のうち、備考欄の中段あたりにございます
税務課分、土地整理図等コピー実費徴収金初め3項目でございます。

続きまして、歳出でございます。

146ページ、147ページをお願いいたします。

下段にございます2款2項1目の税務費、右側の備考欄、人件費等から、
はねていただきまして、153ページでございます。右側備考欄の税諸証明書
交付事業まででございます。

説明は以上でございます。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○東委員 先ほど言っておったふるさと寄附金の関係で、出るほうの話がさ
っき出ていましたけど、要は江南市民の方たちが幾ら全国の自治体に寄附を
されて、いつもお聞きするわけですけど、それに合う税金の控除が受けられ
る関係の市税に対する影響額というのかな、それをちょっと伺いたいんです
けどね。

○税務課長 平成29年度の市民税への影響ということでございます。寄附金
税額控除の影響ということでございますので、平成28年中に江南市の市民が
ふるさと納税の対象となる寄附を行った実績ということで申し上げたいと思
います。

1,992人寄附をされた方がお見えになります。ふるさと納税の対象となる
寄附をされた方が1,992人。寄附の総額が2億2,705万5,000円でございます。
これは1人当たりに直しますと、11万4,000円ほどということになります。

これによりまして、平成29年度の市民税から控除された、本来入ってくる
べき金額から控除されてしまった金額は、9,593万2,000円となっております。
9,593万2,000円でございます。

○委員長 よろしいですか。

○東委員 実際には、市税収入、歳入、平成28年度実績、平成28年度に対し
てだから、今回の平成29年度の市税の収入額、収入額の中にこれは反映され
ておることになるんですかね。本来であれば、市税収入が計上されています

けど、これがなければ、少なくとも9,500万円はふえるよという考え方ですよ。だから、それで今、国が問題になっておるかと思うんですけど、こういうやり方についてはということで。いかんせん制度として残されておる以上は、こういう影響が出る。去年はたしか6,000万円ぐらいだったような記憶ですけど、これがまた9,500万円にふえておるということですね、そうすると。だから、せつかくの税金が大きく失われることになるという。これだけじゃないわけですけどね、寄附金というのは別のこともあるんですけど。なるほどね、わかりました。

それであと、私のほうはもう一点お聞きしたかったのは、主要施策のほうで、これがわかるかどうか、わからんで聞くんですけど、例えば330ページで土地調査評価事業は継続事業でやられておるんですよ。主要施策の330ページ。これで3年間かけて評価業務をやられて、固定資産の状況をこれでまた一応把握していくわけでありまして。

わかるかどうかということで聞くんで、わからなかったら、そんなことわかりませんと言ってもらえばいいんですけど。区画整理が今、布袋でやられていますね。当然あの評価が毎年上がってくるわけですけど、ああいう区画整理という道路整備をされることによって。ああいうところが、そういう部分だけに限ってどれぐらいのアップ率なんていうのは、データの的にはわかるものでしょうか。

例えば一定のエリアを対象にして、その辺のアップ率がどれぐらいになるんですよというのわかるものでしょうか。

- 税務課長 区画整理のエリアとしての評価がどれだけ上がったかというのは、把握できておらんということでございます。
- 東委員 だから、その近傍の、評価点は幾つかあるわけですから、そこをピックアップして、それで拾い上げると、一定のデータの的には出るということですね、考え方としては。それは個々に、評価点は決まっておるわけですから、あのエリアが大体あると、どことどこの評価点についてのアップ率をというふうに聞けば、それは出るわけだね。そういうことだね。
- 税務課長 そういうことでございます。
- 牧野委員 今、土地なんで、僕は家のことで聞きたい。151ページ、決算

書の。1 ページ前ですけどね。そこの途中に、真ん中、家屋評価自動計算システム機器借上料というのがあって、これは前から多分借りているんだけど、何ができるんですかね。何ができるかに関連して、成果報告書の301ページに事務事業がずらっと書いてあって、家屋評価自動計算システムは8番、10番に該当するのか。内容がわからないものだから、単純な質問ですけども。自動計算と事務事業とどういうふうに関係しているか、その関連を教えてください。

○税務課長　　今の家屋評価自動計算システムの借上料は、決算書の、事業名でいいますと家屋調査評価事業ということになりますので、301ページの主要施策の事業で申し上げますと、8番の事業に当てはまると。

○牧野委員　　8番だけなんだ。

○税務課長　　そうです。それで、このシステムがこういった機能を持ち合わせておるかというのは、副主幹に説明させますので、お願いします。

○税務課副主幹　　家屋評価自動計算システムですけども、こちらは家屋評価を行うまず前段階の準備として、作図をしたりだとか、あと所有者の情報を入力したりだとか、面積を入力したりだとか、そういった前準備をして、そこで出力された資料をもって家屋調査に臨みまして、実際に家屋を見て調査して、その結果をまた市役所のほうに持って帰ってきて、実際にこういう資材が使われていたとか、これぐらいの大きさだったというのを入力して、入力することによって実際の評価額を算出することができるというようなシステムになっています。

○牧野委員　　そうすると、これは基本的に新築を対象にしているということなんですか。大体何件ぐらいとか、そういうのはどうなんですか。

○税務課副主幹　　新築も対象にしておりますし、増築も対象にしております。

あと、件数につきましては、平成29年度の概要調書からの数字になりますけれども、新增築件数として526件、平成28年中に新增築されたのが526件というふうに数字が出ております。

○牧野委員　　これは多分、ずっと前から借りていて、同じ金額を払っているということですかね。

○税務課副主幹　　そうでございます。

- 委員長　　ほかによろしいですか。
- 東委員　　また主要施策に戻りますけど、300ページですけど、成果の状況は、これは先ほどちらっと出たような話で、これは聞かずにあって、返戻納付書の件数は、先ほどゼロを目指すと言っていましたけど、そうなかなかならないところがあるわという話でしたけど。4番目の今後の施策展開の中でちょっと確認したかったんですけど、ここには特別徴収の収納率の向上の課題もあるが、また航空写真の活用は引き続き総合型GISシステムの効率的運用も必要になっているという言い方ですけど、もともとやっておるかと思うわけですけどね、この活用したことは。実際には、わざわざ必要となっているというのは、今までとの違いが何かあるんでしょうかね。その辺がよくわからんですけど。
- 税務課長　　前段部分の航空写真の活用やというのも大いに関連するんですけども、こちら写真のほうは、今は5年に1回やっております。これも本来でしたら毎年1月1日に飛行機を飛ばして写真を撮ってということで、このGISと関連づければ、必ず毎年新しいデータで賦課ができ、またお客様ともお話ができるということでございますけれども、今は5年ということで少しタイムラグといいますかね、そういったものがありますので、今後はできれば毎年撮ってやっていきたいという、そういう意味合いも含めてここに記述をさせていただいたということでございます。
- 東委員　　そうすると、一番直近で使っておる航空写真というのはいつのですか。
- 税務課長　　平成28年の1月1日が一番新しいものでございます。
- 東委員　　そうすると、実際には費用的なところがあって今まで5年に一遍だったんですかね。今後は、先ほど課長さんのほうが、本来なら正確にするためには毎年本当は切りかえていくのが一番正確な課税客体の把握になるのかなということですけど、基本的には、予算書の関係というのはよくわかりませんが、これを毎年、航空写真をちゃんと正確にしていくというふうにもう位置づけられておるんですか、市としては。
- 税務課長　　あくまでも税務課としての要望といいますか考えではありますけれども、まだ実現には至っておりません。また、経費の関係につきまして

は、よその扶桑町とか犬山市と共同で飛ばしてとかいうことで経費を削減という手も考えられますので、そういった面も含めて検討しておるところでございます。

○委員長　　よろしいですか。

○牧野委員　　5年に1回飛行機というのは、今、ドローンを使えばと思うんですけど、そういうことを含めた入札をしているんですか。

○税務課主幹　　今、5年に1回、都市計画課のほうで飛ばして、大体費用が五、六百万円ぐらいかかっていると思うんですけども、航空写真というのは、今は高いところから撮っていますんで、うちのほうで使うにはちょっと精度が低いかなというところもあるんですけども、あと近隣市町なんかの飛ばす状況でも、5年に1回のところもあるし、3年に1回のところもあるし、毎年撮っているところもあるんですけども、費用的にもそれなりの金額はかかってきますんで。ただし、固定資産税というのは、毎年1月1日現在の状況で課税するというルールがある以上は、せっかく航空写真を導入したり、GISを導入したりしながらも、そのもととなる図が古かったら使えないわけですね。ですから、そういったことも今後検討しながら、航空写真やなんかを見ながら、課税がスムーズに適切にできるような方向性を検討したらどうかということで書かせていただいておりますということで、あと予算面については、また今後検討して、財政当局ともすり合わせしながら要求していきたいというふうには考えています。

○牧野委員　　わかりました。

ちょっと僕、言葉のあれを知らないんで。300ページの同じページで、成果の返戻納付書というのは取り過ぎて返すときですかね、これは。返戻納付書というのは何ですか。

○税務課長　　これは、字づらだけを見ますと戻ってきた納付書という感じになるんですけど、実際の中身といたしましては、私どもが賦課をいたしまして納税通知書としてお送りをいたします。それが納税者の方に届いたときに、誤りがあったということで御指摘をいただいた、もしくは私どもで職員が気づいたもので修正をしたものが4件あったという内容でございます。

○委員長　　よろしいでしょうか。

○山委員 1つだけ、さっきのふるさと納税の話を書き返して申しわけないんですけど。平成28年度の寄附者と流出額が答弁されましたが、平成29年度はまだ把握はしていないんですか。

○税務課長 平成29年度に江南市の方でふるさと納税の対象となる寄附をされた方は2,601名お見えになります。寄附金の総額が2億7,963万円でございます。2億7,963万円ですね。市税のほうから控除されてしまった金額が、1億1,969万8,000円ということでございます。

○山委員 そうすると、1億2,000万円の減収になったということですか、平成30年度は。本当は入ってくる、この制度がなければ、これだけ入ってきたのということ。

それで、住民税の2割までがふるさと納税の対象でしたか、この控除されるというのは。所得割の2割までだったか。

○税務課長 所得の30%を頭打ちといたしまして、寄附した金額の2,000円を超えた一応全額が控除されます。

○山委員 そういう上限もあるんですか。ただ、先ほどの御答弁ですと、平成28年度の場合は1人当たり11万4,000円ということですので、所得の高い人が相対的に多いということなんですけど、大体これぐらいの所得層が幾ら寄附しているのかということも、そういうのもたしか一般質問で答弁されていたと思うんですけど、どうですか。

○税務課長 まず、平成29年度で申し上げますと、寄附金の、先ほど9,500万円ほどと申し上げましたけれど、市税のほうから控除されてしまった金額は平成29年度は9,500万円ほどと申し上げましたけれども、これに赤十字とか共同募金の寄附金が加わってしまいますけれども、それを前提でお話をさせていただきますと、課税標準額、これは所得から扶養家族なんかの控除を引いた残った金額ということで御了解をいただきたいんですけども、200万円以下の方は寄附の総額が700万円ほどになります。ちょっと人数がわからないでいけません。200万円を超え400万円以下の方は1,900万円ほど、それから400万円を超え700万円以下の方が2,300万円ほどになります。700万円を超え1,000万円以下の方は約1,000万円ですね。それから、1,000万円を超える方は4,200万円ぐらいと、そういう割り振りというか分布になっておる

ところでございます。所得が多ければ多いほど、ふるさと納税をやられる方も多いといえますか、高い金額をやられる、そういった傾向になっておるといふことでございます。

○山委員 最高で幾らだったかというのはわかりますか。それはわからない。

○税務課長 最高額は把握しておりません。済みません。

○委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、税務課については以上とさせていただきます。

暫時休憩いたします。

午後 2 時44分 休 憩

午後 2 時54分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第64号、一般会計歳入歳出決算認定の質疑の中で、市民サービス課より答弁訂正の申し出がございましたので、これを許可します。

○企画部長 申しわけございません、たびたび。先ほどの市民相談員の消費生活相談パートの人数の答弁訂正と、その次に東委員からお尋ねがございましたマイナンバー通知カード等々の歳出予算の総額ということに答弁させていただきます。よろしく願いいたします。

○市民サービス課長 貴重なお時間をたびたび頂戴して、申しわけございません。

まず初めに、答弁の訂正をさせていただきたいと存じます。

消費生活相談の相談員のパート職員さんでございます。3名を雇用しておるといふふうに申しあげましたけれども、4名雇用しておりますので、訂正をさせていただきます。どうも申しわけございませんでした。

それから、答弁が保留となっておった部分の答弁をさせていただきます。

個人番号カード事業に関する地方公共団体情報システム機構へ歳出で支払っておる部分と、それから国から補助金として入ってきておる部分のトータルの比較というところでございますが、まず初めに歳出、交付金として市が支払っておる部分、この事業は平成27年度から始まっておりまして、平成27年、平成28年、平成29年の3カ年の合計金額で5,131万4,000円、こちらの金

額を3カ年でシステム機構のほうへ支払っておるといふ、J-LISでございます。そちらへ支払っておるといふことでございます。

それから、国から入ってきた国庫補助金ですが、同じく3カ年の合計で5,014万円。歳出と歳入の比較をいたしまして差額が117万4,000円、これだけの分が市のほうから持ち出しをしておるといふ状況でございます。

○委員長　　よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　　続いて、答弁の保留がございました行政経営課についてお願いいたします。

○行政経営課長　　貴重な時間をいただきまして、申しわけございません。

先ほど答弁保留の状態になっておりました借入先別の内容につきまして、市町村職員共済組合はということで、借入先として今あるのかどうかというところで報告をさせていただきます。

愛知県市町村職員共済組合では、借り入れということで一般単独事業、これは起債の内容によりまして、例えば学校教育施設であるとか、減災・防災に関係ない、そういう一般単独的なものに対しまして借入先ということで、現在も行っておるといふことで確認をいたしました。よろしくお願ひします。

○東委員　　24ページの借入先別の表の中で、あのとき簡保と郵貯はもうないよと。やっていませんよと。三菱UFJから上は多分、大体公的と思われる借入先なんですけどと云って、ことしはたまたま地方公共団体金融機構と財政融資資金は借り入れしているから、これは実際にあるわけですけど。その後、それ以外だと、そうすると全国市有物件災害共済会か、これも逆に言えばまだ空欄なんだけど、今は市町村職員共済組合のやつは対象によってはありますよという話でしたけど、この下の全国市有物件災害共済会はあるということでもいいんですね。

○行政経営課長　　ごめんなさい、言葉足らずで済みませんでした。

今、ないものは、簡保資金と郵貯資金だけです。

○委員長　　よろしいですか。

○東委員　　はい。

○委員長　　以上とさせていただきます。

続いて、収納課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○収納課長　　よろしく願いいたします。

それでは、収納課の所管について御説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、最初は歳入でございます。

決算書歳入歳出決算事項別明細書の60ページ、61ページをお願いいたします。

1款市税、1項市民税から下段の5項都市計画税のうち、滞納繰越分に該当するところがございます。

次に、80ページ、81ページ中段をお願いします。

14款県支出金、3項1目1節徴税費委託金でございます。

続きまして、86ページ、87ページ下段からですが、19款諸収入、1項1目1節延滞金でございます。

次が88ページ、89ページをお願いいたします。

中段下の19款5項1目1節滞納処分費につきましては、収入はございませんでした。

下段の2目3節土地改良区費徴収交付金でございます。

続きまして、歳出でございます。

恐れ入りますが、150ページ、151ページをお願いいたします。

申しわけございません。済みません、154ページ、155ページをお願いいたします。

下段の2款2項2目収納費、右側備考欄、人件費等、備考欄、滞納市税等訪問徴収事業から157ページの納税相談事業まででございます。

補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○牧野委員　　成果報告書の303ページと331ページにまたがって聞きたいんですけども、先に331ページからお聞きしたいんですが、今、滞納処分というのは、かなりのデータベースというのはできているんですかね。331ペー

ジの成果報告書の課題と対応方策の中に現状を把握することが必要ということなんで、ちょっと私の意見みたいな形で、質問もあるんですが、江南市の滞納処分というのは本当に大変な仕事をやってもらっていて、これは一生懸命やってもらっているのはよくわかるんですけど、他市町に比べて滞納額が、何か絶対額が少し多いように思うんですが、江南市というのは公平に徴収するために、時効の中断みたいなことを絶えずやりながらどんどん延ばしているような傾向があると思うんですけど、まずその質問からですが、そういうことはないんでしょうか。

これはいかん、答えにくいわ。いいです、答えにくいから。

331ページの課題で、現状を把握することが必要と。この意味を説明してもらいたいんですが。

○収納課長　　まず、滞納者の状況を調べるということで、家族構成、預金調査等をした上で、財産調査等の実施をして徴収すると。余り無理な徴収をすると、結果的には家庭が崩れてしまうという形にもなりますので、調査はなるべく細やかに行って、対応策をそれぞれのケースによって考えながらやっているつもりでございます。

○牧野委員　　課長のおっしゃるとおりなんでいいんですよ。生活ができないほど取れないし、ないところは取れないんで。この人は、例えば何年かかかって徴収できるとかできないというような見きわめみたいな、そういうデータベースというようなものをつくって、どこかで不納欠損処分をしていくというようなデータベースをつくらないと、手間暇と人件費ばかりかかって、費用対効果が僕は悪いような気がして、江南市は特によくないなあと私は思っているんです。それが303ページなんですけれども、この成果報告書の。皆さんのいろんな人件費を含めて、いろんな事業をずっとおやりになっているんですが、もちろんもらえるところからは、当然払わなきゃいけないんだけど、やってもやっても残金は残っているんだけど取れないものを、もう少し速やかに不納欠損処理できるような合法的な仕組みというようなことを考えられませんかという提案に近いんだけど。そんなようなデータベースみたいなものをつくったほうがいいと思うんだけど、そういうことは考えられませんかね。

- 収納課長　　今、委員さんがおっしゃるとおり、その世帯を見ていくと、本当に収入があって払わない人と、払いたくても払えない方というのがありますので、そこは職員が環境とかを見きわめて、職員と言ったら変ですけど、徴収をするのか不納欠損で落としていくのかというのは、方針を持ちながらやっていきたいと思っております。
- 牧野委員　　これは本当に難しいんですけど、誰かがどこかで英断してそういう仕組みをつくらないと、負の連鎖になっているんですよ、江南市の滞納処理が。ですから、英断も要りますが、部長さんも含めて、どういう基準でどうやっているか、もう一回メスを入れていただいて、不納処理欠損額が少な過ぎる。きちっとやり過ぎているの。だから、無駄な経費がかかっていると私は見えてしょうがないんで、どこかでね。
- 東委員　　でも、法的根拠があるからね。
- 牧野委員　　根拠はあるんだ。その根拠を直せといたら、それは難しいんだけど、いいんですよ、根拠。江南市の基準でやればいいんだから。ですから、そういうふうにしないと、費用対効果を含めて問題があると私は思いますので、ぜひやっていただきたきい。これは何て言っているか、ちょっとおかしいけど、頑張ってもらいたいと思います。
- 総務部長　　これまで税の公平ということで、どんな方にも例えば納税誓約を結んで分納というようなことをやっていましたけれども、先ほど課長が申し上げましたように、預金調査など、しっかり財産調査をやりまして、納税資力のある方、ない方というのの判断というのは、今、収納課のほうでしっかりとやっておる。それに基づいて制度上許されておる執行停止をし、不納欠損をするという流れは、数年前からこっちへシフトして力を入れてやっておる。そのあたりを力を入れてやっておるところですので、そんな方針で、委員言われましたように、そこら辺の基準というのもしっかりつくってやっついていかないかんと思っていますので、今後そういうふうになれるようまた努めてまいりますので、お願いいたします。
- 藤岡委員　　済みません、私も一般質問にならないように聞くんですが、最近、新聞等で、学校の給食費も一緒に収納課で徴収したらどうかというような話が出ていまして。学校の教員ではなかなか、家庭にそういうふうに入

があるのかどうなのかというのは、そんな学校では全然把握できないので。ほかの税も一緒に滞納している家庭なのかどうなのかというのもわからないので。もしかしたら保育料とかそういうのも一緒かもしれないんですけど。そういったことを話されているのか、それともそういった方向性はあるのかとか。したらどうかということは言いませんので、そんなことは考えているのかというようなことをちょっとお聞きしたいなと思うんですけど。

○総務部長　これは以前にも本会議の一般質問でもお聞きをいただいたことがあるかと思えます。他市によっては、そういった部署を一本化して、横の連携をとりながら情報を共有して、取れる人は取る、難しい人からは、ほかの制度がないか十分相談に乗っていくというようなシステムを導入しておる市町村はあるというように認識をしております。

横の連携ということになりますと、どうしても個人情報条例の関係で、ある一定の情報については、そこでしか保有することができないということがありますもので、そこをクリアするための何らかの、例えば債権管理条例ですとか、そういったものによってその突破口をあけて横の連携をということもございますので、そのあたりは、また調査・研究と言うといけませんけれども、十分検討をさせていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○委員長　ほかに。

○東委員　今、たまたま不納欠損の話が出たんですけど、監査委員さんも見えるんであれですけど、不納欠損は、監査委員の意見書のほうの17ページで、ことしの、これは市税だけに限って書いてありますけど、合計額が7,200万円か、不納欠損で落としましたよというふうにあるわけですけど。内訳が大きくって3つあるんですよ。法15条の7第4項、15条の7第5項、18条第1項とあるんですけど、忘れてしまって申しわけないので、簡単にこの区分けを、何をどういう区別で3つに分かれておって、一番かいつまんでわかりやすく言ってもらいとありがたいんですが。

○収納課長　地方税法の第15条の7第4項では、財産がないなどの理由で滞納処分の執行を停止してから3年間継続し経過したことにより不納欠損を行うもの。

次が、15条の7第5項、財産がなく、本人が死亡し、相続人がいないとか、外国人が出国したとき、会社等が解散・廃業して再開の見込みのない法人、こうした理由により徴収できないことが明らかになった場合は、直ちに不納欠損の処分をするものです。

もう一つが、第18条第1項、法定納期限の翌日から起算して5年が経過したため徴収権の時効により不納欠損処分をしたもので、その主な理由は、平成23年度以前に課税され差し押さえ……。ごめんなさい。

- 東委員　多分、だから滞納額は十何億円というふうに、国保とか市税を合わせると相当な、いつも問題になるわけですけどね。前は、先ほど費用対効果の話もありましたけど、それこそ転出していっても全国へ追いかけて、そういう時期があったわけですよ。たとえ1万円でも2万円もといつて、県外へ出ていってもちゃんと調査をさせていただいて納税のことを相談していくというふうにやっておったんですけど、そういうのは極力、費用対効果じゃないですけど避けていこうじゃないかという話も一遍あっていろいろ整理されてきたと思うんですけど。ただ、地方税法上は、今のこのように3年とか5年の時効でというのは置かれておるわけですので。ただ問題は、そのときに、あとは判断だけですもんね。

〔発言する者あり〕

- 東委員　時効を中断しないと、どんどん切っていくことになるんですけど、それが本当にいいかどうかというのはなかなか難しいところですよ。そこで多分、財産調査をしたりして、この人はきちっと納めてくれる人だから頑張ってもらいましょうといつて努力してもらっておると思うんですよ。それでやむを得ない場合に、こういうふうに不納欠損していくわけですけど、それでもまだまだ莫大な滞納額が残っておるものですから、大変な御苦勞をかけておるわけでありまして。その辺のところ、一時期そういう形でぐっとふえたときもあったんで。

問題は、こういう場合に、あとこの判断で欠損していく場合と、もう一つは今回の主要施策で、滞納処分事業のほうもいつもお聞きするところですけど、主要施策の先に先ほど出ました302ページでちょっと確認したいんですけど、302ページで成果の状況ということで、収納率は上がった、ちょっと

上向きでよくなってきたりするわけですけど、頑張っていていただいておりますわけですけど。あと、一番の問題の方向・施策の中に、納税意識の低い方の滞納者に対する納税負担の公平性を保つためのそうした調査も行って滞納処分をしていきますよというふうになるわけですけど、江南市の場合、データの所得階層別にどれぐらいの滞納の金額があるかというのは、先ほどのふるさと納税じゃありませんけど、所得に応じてどれぐらいの寄附をしておるかというのはさっきデータがありましたけど、示していただきましたけど、例えば滞納なんかについても、所得階層別にどれぐらいのところに滞納額があるよというのはわかりますか。

○委員長 暫時休憩します。

午後 3 時 19 分 休 憩

午後 3 時 20 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○収納課長 お待たせして済みません。お待たせしましたが、今は階層別の資料等を持ち合わせというか、まだつくれてはいない状態ですので、きょうは申しわけございませんが報告できません。

○東委員 それじゃあ、これは今後また対応していただくということでお願いをして、同じ主要施策の331ページで、滞納処分事業という形で実施内容がここで掲載されておまして、要はここで、今、収納課で取り組んでいただいています今回の実際には確保していただいた金額が、平成29年度に関していうと7,500万円かな、7,534万8,820円あるわけですけど、それぞれの換価ですから、これで押さえたよという差し押さえた件数が出るんですけど、若干聞きたいのは、いつも忘れて申しわけないんですけど、この新規差し押さえたの表のその他というのがあるじゃないですかね。金額的には換価は314万9,458円なんですけど、このその他というのは何でしたかね。

○収納課長 国税からの還付金とか賃借料ですね、土地の賃料とか賃借料と、あとは供託金等がございます。

○東委員 要は、この5種類に入らないということだね、その他ですから。主なものは、還付金もあるんですか。

それで、この中で多分、生活上大変だろうかと、人にもよるんだと思うん

ですけど。これはあるから押さえる、あるから押さえるという言い方は変ですけど、預貯金で593件で4,300万円ということは、1人あたりはそう高額ではないんでね、平均すれば。

もう一つは、給与で差し押さえがあるわけですけど、給与の場合ですと、差し押さえられる場合だと生活に直結するわけでありまして、その場合の給与に対する差し押さえの基準というんですか、それだけ確認させていただけますか。

○収納課長 給与の差し押さえ基準としましては、手取り額から10万円プラス扶養人数掛ける、お一人ごとに4万5,000円のもの……。手取り額から今言った10万円と4万5,000円の扶養家族の分を足して、その8掛け、手取り額から8割を引いたものが差し押さえ可能額という形でやっております。

○東委員 例えば総額が819万4,663円で、16は16人か16件という感じなんでしょうけど。16というのは16人か。16件かな、要は。単純にこれを割ると51万円ぐらいですか。50万円ぐらいかね、800万円だから、16だということ。そういうふうな計算でいいの。

○委員長 暫時休憩します。

午後3時24分 休憩

午後3時25分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○収納課長 上の段は件数なんですけれども、これはあくまでも、平成29年度で16とありますが、人数ですので、毎月ある場合もありますし、給与から毎月毎月押さえていくと。ですので、これで給料をこの16というか差し押さえ件数の表の数字で計算していただいても、それは実際のものとは違うということで、これは延べ人数という形ですので、それが毎月継続してという場合もありますので、一概には言えません。

○東委員 先ほど基準を言っていたわけですけど、納税者の方1人が10万円で、御家族があれば、扶養家族があればですけど、4万5,000円を掛けて総額でいくと。例えばもし3人家族なら19万円か。だから、もし給料を30万円もらっておれば、19万円を引いて11万円残るから、その8掛けを押さえますよと。押さえますよという言い方は変だけど。ということになるわけ

ですけど、ただその場合、よくもめごとになるというのは、この考え方がどこにあるかということもあるんですけど。普通は一般的に、働いて仕事をされてみえても、大体20万円とか30万円という方では、必要なお金が生活としてあれば25万円とか30万円要るなあという気がするんですけど、一般的には。そこから、基準は今の19万円というふうに出ましたけど、だから19万円で生活しなさいよということなのかよくわかりませんが。その辺の実情との関係ね。例えばいろんな支払いがあるよと、天引きされるよということになるじゃないですから、給料から。家賃を払うよとか、いろんな公的な税金を…、払っておる人はいいわな。失礼しました。それ以外の例えば借金もあればとか、あるいは家賃はあるとか、一般的にはある場合があるじゃないですか。そういうのは一切加味しない、その19万円の中に入れておるという意味ですよ、基本的には。いつで押さえるかというのがあるんですけどね。給料日を待っておって、ぱたっと押さえるというのが大体一般的でしょうか。

○収納課長 収入のもとが給料なんですけれども、一応は生活が成り立っていくようにこちらの計算式をして、金額は計算とかそれぞれするんですけれども、給料から直接、会社に依頼する場合がありますので。

○東委員 わかりました。本来はそうなる前に、普通はちゃんと相談をされて、一般的には、もしたまっておる分があれば、分納計画だとか、分納に応じて対応されると思うんですけどね。それが無い人の場合にこれが発生するわけだもんですから、それはそれで大変な御苦勞をかけるなという気がしますけど、よくわかりました。以上です。

○委員長 それでは、質疑は以上とさせていただきます。

続いて、総務課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○総務課長 それでは、総務課の所管につきまして御説明させていただきます。

歳入歳出決算事項別明細書をお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

64ページ、65ページをお願いいたします。

下段の12款1項1目総務使用料、1節総務管理使用料、備考欄の総務課分

でございます。

続きまして、72ページ、73ページをお願いいたします。

下段の13款2項1目総務費国庫補助金、2節総務管理費補助金でございます。

74ページ、75ページをお願いいたします。

下段の13款3項1目総務費委託金、1節総務管理費委託金でございます。

80ページ、81ページをお願いいたします。

下段の14款3項1目総務費委託金、3節選挙費委託金でございます。

その下、4節統計調査費委託金でございます。

82ページ、83ページをお願いいたします。

下段の14款4項6目市町村事務移譲交付金、1節市町村事務移譲交付金でございます。

その下、15款1項1目財産貸付収入、1節土地貸付収入でございます。

84ページ、85ページをお願いいたします。

最上段の2節使用料及び賃借料、備考欄の総務課分でございます。

中段の2項2目物品売払収入の1節物品売払収入でございます。

その下段になりますが、16款1項1目総務費寄附金、1節総務管理費寄附金、備考欄の総務課分でございます。

90ページ、91ページをお願いいたします。

上段の19款5項2目雑入、10節電話料収入、備考欄の総務課分でございます。

92ページ、93ページをお願いいたします。

中段の11節雑入、備考欄の総務課分でございます。

続きまして、歳出でございます。

120ページ、121ページをお願いいたします。

最上段の2款1項4目行政事務費、備考欄、人件費等から、130ページ、131ページ最上段の固定資産評価審査委員会事業まででございます。

少しはねていただきまして、162ページ、163ページをお願いいたします。

中段の2款4項1目選挙費、備考欄、選挙管理委員会事業から、166ページ、167ページ上段の2款5項1目統計調査費、就業構造基本調査事業まで

でございます。

大きくはねていただきまして、372ページ、373ページをお願いいたします。
中段の11款1項1目庁舎等施設災害復旧費でございます。

以上が歳出でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○牧野委員　121ページの中段、顧問弁護士活用事業で、去年も結構お使いになったんですが、ことしはどれぐらいの回数で相談をされたか、何か主なものがあれば1つぐらい教えてもらいたいんですけど。

○総務課長　件数といたしましては19件でございました。その内容につきましては、例えば土木課でありますと道路占用料請求の可否、健康づくり課では犬の鳴き声に関する対応の苦情、建築課なんかで単身入居者の死亡による市営住宅退去について等、合わせて19件でございました。

○委員長　よろしいですか。

○山委員　決算書で申し上げて、同じく121ページですし、成果報告書ですと304ページ、305ページになりますけれども、情報公開の件数ですね。あと、それに対して開示か、不開示か、部分開示とか、不存在とかあると思うんですけど、これはプライバシーの問題があると思うんですけど、大体どういう分野に対しての請求が多いんですかね、最近。

○総務課長　平成29年度につきましては33件でございました。内容につきましては把握しておりません。申しわけございません。

済みません、先ほどの件でございますが、見積書の徴収結果とか、消防署ですと地下タンク貯蔵所、屋外タンク等の企業名とか設置住所、危険物の種類、タンク容量等、あと税務課ですと、評価額計算書の評価調書、地番及び家屋の現況図等でございます。

○山委員　請求する目的とかというのは問わないし、自由だと思うんですけど、今の請求内容が聞いていると、業者が請求しているのかなと思うんですけど。情報公開というと、市民が政策形成の過程のためにどういう議論がされていたとか、そういう当初の条例の目的とちょっと何かずれてきているよう

な気もしました、今お聞きして。

それからあと、公平委員会は昨年は開催されましたか。されていないですか。されていたら、どういったことが審議されていますかね。

○総務課長 1回のみで、報告のみでございます。

○山委員 実質的な審議とかはやっていない。

そうしましたら、次は決算書でいいますと123ページからになるんですけど、入札のところですけども、総合評価方式の入札というのは毎年1件はやってくれていると思うんですけど、去年はどういったものに適用されたんですか。総合評価の入札でやっていますよね、1件は。

○総務課長 平成29年度におきましては、社会資本整備総合交付金事業、公共下水道事業、枝線管渠布設事業につきまして総合評価で契約を結んでおります。

○山委員 それはどういう評価をつけ加えたんですか。どういった点を重視した入札なんですかね。

○総務課長 工事案件ごとに、企業の技術力、配置予定技術者の能力及び地域精通度・地域貢献度に基づく評価基準を作成し、愛知県建設部総合評価審査委員会に諮り、意見を聴取し、評価基準を最終的に決定しております。

○山委員 余り細かいことを聞いてはいかんですけど、124ページから127ページ、庁舎管理ですね、この市役所だとか公共施設。以前、大分前に一般質問をやっていただいているんですけど、電気料金の問題で、中部電力ではなくて、市役所も新電力でしたかね、切りかえていただいている、電力需要とか電気料金の関係、最近どういうふうな関係になっているかわからないですけども、中部電力に契約してやってもらうよりは安いはずですけども、その削減効果というのはどれだけ出ていますか。

○総務課長 平成29年度で説明させていただきますと、本庁舎と防災センターが同じ電気料金ですので、それでいきますと約120万8,000円のメリットがございます。

○山委員 契約先はどこですか。

○総務課長 まず、ESP業務委託を結びまして、エネリンクと契約しております、そこからエネットと契約しております。

- 山委員 総務課で所管しています施設というのは、防災センターとこっちの本庁舎だと思うんですけど、市の公共施設全体の契約のことは把握されているんですか、総務課では。幾ら効果が上がっているか、削減できたかということ。
- 総務課長 エネットからの資料で報告させていただきますと、平成29年度分でいきますと約1,550万円メリットがあったという報告はいただいております。
- 委員長 よろしいですか。
- 牧野委員 成果報告書の304ページの成果の状況、電算化した業務数という、これが平成18年は54でふえているんだけど、これはソフトの改変ということじゃなしに、ある業務を電算化したということで、もっとふえていく傾向を考えているのか、大体このあたりということか、そこを聞きたいんですか。例えば去年よりもふえたんでしょうか、63というのは。
- 総務課長 平成26年度に5事業をシステム化しておりますが、それ以降についてはふえておりません。
- 牧野委員 僕はよく思うんだ。これは、これからはこういう時代ですからどんどんやっていくと思うんだけど、導入していろんな改変の維持費と人件費みたいなデータを今後出してもらいたいなと思うんですけど、そういうことは無理なんじゃないかな。迅速、正確になるということで、そういう評価というのはまだないんだな。
- 総務課長 済みません、当初の試算はありますが、その後、維持管理につきましては確認ができませんので、申しわけございません。
- 牧野委員 最初に入れるときは費用対コストみたいで、人口が減ってこうなるというような予算書で入れるんだけど、一、二年たつうちにそれが薄れていくということですね。
- 総務課長 そのとおりでございます。
- 東委員 今のちょうど同じページのところですけれど、304ページ。施策展開の方針のところ、これがわかるかどうかよくわからないんですけど、ここに例の個人ナンバー、番号制の関係の制度の円滑な運営を図るといふふうにあるんですけど、先ほど市民サービス課の場合だと3年間かけて、

時々システム改修があったりするんですけども、少しずつね。ここは、総務課の場合は基幹の部分のシステムを管理してもらっておるわけですけど。実際に、よくわからないんですけど、いろいろ他の自治体との情報交換もできるために、いわゆるこの個人番号を使うという言い方をするわけですよ、つながっていくということで。実際、そういうような運用というのは行われておるものなんですか。

○総務課長 社会保障・税番号システムにつきましては、平成29年の10月ごろから開始されておまして、情報連携が始まっております。その中で、中間サーバーに副本等を登録して、今は運営されております。

○東委員 例えば、具体的に今の、私は仕組みがよくわからんで申しわけないんですけど、今の平成29年10月から連携というような始まりがということですけど。実際に他の自治体との、先ほど副本という言い方をされましたかね、活用していくためにというふうな。実際の情報のやりとりということですか、そういうようなものが実際には始まっておるということ。仕事によって、この番号を使って他の自治体との情報をやりとりするだとか、そういうようなことが想定されるような仕組みだと聞いているんですけど、実際にそういうのが動きかけておるのでしょうか、そういう内容的には。

江南市の例えば何々の情報というものがある。そういうものが他の自治体との関係でやりとりがあるようなことは、もう行われておるんですか。

○総務課長 具体的にはちょっとどれかとはありませんが、子育てなんかですと、番号があれば所得証明等は要らなくなっておりますので、そういったことで利用されているのが現在でございます。

○東委員 意味がよくわからんな。それは、今のたまたま例を出していただきましたよね。子育ての場合、例えば市民の方が何か子育ての制度を利用しようというようなときに、所得証明は要りませんよというふうに、使えますよと出された。その場合に、所得証明が要りませんというのは、個人番号で、本来なら所得証明というのは普通、税務課でとりますよね。そういうのを税務課で別にとらなくても、その方、AさんならAさんが例えば子育てにあるものを頼もうと申請に来るよ。そのとき所得証明の添付が要りますよというときに、従来なら税務課に来て、それをとらなくても番号さえあればという

形で、自動的に所得が把握できるという意味合いですよね、今の動き方というのは。そういうやつは今のは庁内の話ですけど、他の自治体とかの関係で、実際にそのような利用なんていうのは行われておるんですか。

○総務課長 　他の自治体の情報も、それで入手することはできます。

○東委員 　どういう場合に必要になるんですかね、そういう場合というのは。

○総務課長 　例えば転入された場合なんかですと、以前の住所地の情報がそのまま入りますので。

○東委員 　子育てと関係なさそうな話やけど。

○総務課長 　転入されて、4月、例えば3月……。

○東委員 　定年というのは転入ね。

○総務課長 　転入でございます。

○東委員 　そうか。わかりました。だから、転入した。例えば岩倉市に住んでみえて江南市に来ましたよと。たまたま子供さんを抱えておって、子育てのほうで例えば保育園の入所なんかをやるときに、所得証明が要りますよというときに、一々岩倉市まで行ってやる必要はないよと。その番号さえ言っただけであれば、岩倉市からとれますからという活用ですねということですね。そういうのはどの程度の頻度でやりとりがあるかというのはわかるんですか。

○総務課長 　済みません、そのデータは持ち合わせてございませんので。

○東委員 　どこでどういうふうに活用されておるといのは、自治体としては関係ないのかな。

○委員長 　よろしいですか。

○東委員 　この関係で、先ほど市民サービス課でお聞きしましたけど、決算書で123ページか。123ページの下段ですよ、決算書の。ここの情報システム改修事業の、ここのところが、これがそうでしょうかね。これがマイナンバーの関係でしょうかね、この部分が。ここで現時点で、先ほど平成26年から始まって、市民サービス課の場合、整理していただいたんですけど、実際にこれまでの総額の補助金を幾らもらって支出としてどれだけあったよというのわかりますか。

○総務課長 　情報システム改修等事業におきましては、平成26年度から始ま

り、平成29年度で終了しております。ここの歳出の合計でございますが2億2,564万5,440円、それにつきます特定財源が9,776万4,220円、一般財源としまして1億2,788万1,220円でございます。

○東委員 相当こちらのほうは市の持ち出しが多いということだね、そうすると。金額的には。当初はそんなことなかったんですけど、途中で確かにどンドンふえてきたわけですけど、最終的には平成29年までの3年間でいくと、半分近くは結局は市が全部持ち出しておるといふ。それは、国の方針といえは方針ということでしょうかね。本来、国が一斉にやるということですから、それで1億円も江南市が持たされておるといふことか、これは。

○総務課長 結果的にはそうなっています。

○東委員 理不尽だという気がするんだけど。もう一点だけ、済みません。1つだけ、主要施策の306ページ。これは財産管理の関係で、資産の適正な管理運用をやるということで、成果状況で普通財産に占める未利用地の割合という形で、未利用地の割合という言い方ですから、これは基準値が古いでいかんですけどね、9.2%という平成18年のところですから。ただ、要は有効活用をしていこうということで、目標は6.8にしていきたいわけなんですけど、現状はこの37.8%で、まだまだ38%は未利用地が残っておるといふことなんですけど。これはずっと変わっていなかったんですけどか、この未利用地の割合というの。

○総務課長 未利用地につきましては、老人ホームむつみの跡地が4,952.46平米、これが今までですと借用として利用されておりました、平成29年度に未使用になりましたので、この分がふえましたので、この分で約28%ぐらいになりますので、それがふえたことによって37.8%の雨マークになっております。

○東委員 原因は老人ホームの返還ね。

○総務課長 あれが一気にふえました。

○委員長 それでは、質疑は以上とさせていただきます。

続いて、会計課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○会計管理者兼会計課長 それでは、会計課の所管に関して御説明させてい

たきますので、決算書の88ページ、89ページをお願いいたします。

会計課所管の歳入でございます。

最上段の19款2項1目市預金利子、1節預金利子でございます。

2枚はねていただきまして、92ページ、93ページをお願いいたします。

19款5項2目雑入、11節雑入の会計課分は、中段やや下、業者用納品書売捌収入、愛知県証紙売捌手数料、過誤納取得金でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、会計課所管の歳出でございます。

少し大きくはねていただきまして、144ページ、145ページをお願いいたします。

下段の2款1項7目会計管理費、人件費等から、はねていただきまして、146ページ、147ページの下段、徴税費の前まででございます。

説明は以上でございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 よろしいですか。

質疑もないようでございますので、以上とさせていただきます。

続いて、監査委員事務局について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○監査委員事務局長 それでは、監査委員事務局の所管につきまして御説明させていただきます。

歳入はございませんので、歳出について申し上げます。

決算事項別明細書の166ページ、167ページをお願いいたします。

中段の2款6項1目監査委員費でございます。右側備考欄の人件費等から、次の168ページ、169ページ上段の監査委員会関係事業の愛知県都市監査委員会事業まででございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑がないようでございますので、以上とさせていただきます。

続いて、消防本部消防総務課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○消防総務課主幹 それでは、消防本部総務予防課のうち、消防総務課の所管につきまして御説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

歳入歳出決算別明細書68ページ、69ページをお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

中段でございます12款1項6目1節消防使用料、備考欄にあります総務予防課、消防施設目的外使用料でございます。

はねていただきまして、84ページ、85ページをお願いいたします。

最上段でございます15款1項1目2節使用料及び賃借料、備考欄でございます総務予防課、消防庁舎自動販売機設置場所貸付収入でございます。

次に、90ページ、91ページをお願いいたします。

最上段でございます19款5項2目8節公務災害補償基金支出金、備考欄でございます総務予防課、消防団員等公務災害補償基金支出金でございます。

続いて、92ページ、93ページをお願いいたします。

19款5項2目11節雑入で、備考欄下段でございます総務予防課で、消防団協力事業所表示証助成金から自動車損害共済災害共済金まででございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、288ページ、289ページをお願いいたします。

下段でございます9款1項消防費、1目総務予防費、備考欄でございます人件費等から、少しはねていただきまして、299ページ下段でございます火災予防普及啓発事業の上でございますが、27節公課費まででございます。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○藤岡委員 消防の、今、小牧に指令が行きましたね。その導入によって、

こちらに載っている救急搬送にかかる時間が長くなったとか、そういうようなことは考えられるのかどうなのか。余り影響がないという形なのか、いかがでしょう。

○消防総務課主幹　　中北指令センターの関係でございますが、私ども消防総務課の所管の部分としては、負担金のほうをお支払いしている関係で、そちらのほうは私どもの所管になります。今、委員が御質問されました中の時間的なことですか、そういったものにつきましては……。

○藤岡委員　　これもどちらの課で聞いたらいいかわからないので聞くんですが、消防年報というのを出されていると思うんですけども、それはどこで聞けばよろしいですか。こちらでよろしいのでしょうかね。

○消防総務課主幹　　消防年報につきましては、消防総務課の総務課が取りまとめをしておりますので、私どもで説明のほうをさせていただきます。

○藤岡委員　　そうしますと、この決算の項目には消防年報はどこに入ってくるのかというのがまずわからないので、消防年報という言葉がどこを見ても出てこないんですけど、特に予算は使っていないということになるんですかね。

○消防総務課主幹　　委員おっしゃられますように、うちのほうで取りまとめをしておるんですけども、毎年、ちょうど実物を持っておりますので、こういったものをつくっております。この中身を見ていただきますと、消防情勢から始まって、予防統計、危険物統計、気象統計、火災統計、救急統計、救助統計、最後に消防団という形の内容を盛り込ませていただいております。毎年、担当のグループのほうで精査のほうをしまして、統計のほうを出していただいて作成しているというところで、今では市のホームページのほうからも、こういった江南市の消防本部の消防年報というのは見ることもできるんですけども、印刷をかけたというところをしておるわけではありませんで、予算上は目に見えないといえますか、載っていない部分になるかと思えます。

○藤岡委員　　それで聞いていいんですかね、予算に載っていないのを、一応やっているということ。

それで、その中の気象統計で、気温、湿度、実効湿度、風向風速と載って

いますよね。それを一体どこで計測しているのか。例えば、最高気温、最低気温、平均気温とか、湿度も最低とか全部、平均とか。実効湿度は実際に火災につながる値ですので、重要な値だと思うんですけども、例えば気象庁によると、そういった最高気温とか最低気温を発表するには、審査を通った機械を使わないと公表してはだめだという、そういうような話があるんですけど、そういう機械を使ってそういうような統計をとられているのか、それもお聞きしたい。

○消防総務課主幹　今の御質問ですと、江南市の気象統計に関するデータをどこでとっているかということになるかとお聞きしましたが、統計上は消防署のほうの指揮・指令のほうに確認のほうをさせてもらっているんですけども、計測場所としましては、消防庁舎の屋上のところにそういった計器を設置いたしまして、そこで毎日の数値を記録しているというところで測定している形でございます。

○藤岡委員　先ほど壁の撤去のところで、近くに地震計もあるという話がちらっと出たので、地震の震度だとか、そういうのも全部、消防署内の敷地内にそういう計測器があって、それが発表されているという形になるんですか。

○消防総務課主幹　そのとおりでございます。

○委員長　よろしいですか。

○消防総務課主幹　追加で補足させていただきますと、先ほど委員からもありましたように、気象庁の認可を受けた機械でというところで設置されているということです。

○藤岡委員　わかりました。安心しました。ありがとうございます。

○委員長　よろしいですか。

○牧野委員　私も、この成果報告書の45ページは質問していい部分なんですかね。どちらがどちらかわからなくて。

成果報告書の45ページですが、これは担当になりますか、杉本さんの。

ここの3番ですが、救急救命士養成事業というのがありまして、これが成果報告書の83ページに詳しく載っておるんですが、このデータの見方で、毎年1人ずつ養成をしているんですが、救急救命士の運用人数は減っていく、資格者はふえていくと。この現状は、理由を簡単に説明してください。

○消防総務課主幹 委員お尋ねの今の83ページの数字のところでございますが、一番上の上段にあります救急救命士の養成人数というのは、毎年1人ずつ救命士の国家試験を受けさせて合格させるために養成のほうを1人ずつ行っているのが現状です。

2段目の救急救命士運用人数でございますが、確かに平成27年は18人、平成28年17人、そして平成29年は15人となっておりますけれども、この理由といたしましては、平成28年度末で定年退職をされました職員の中にも、救命士の資格を持った方々が3名実はおります。それ以外に、平成28年度の末の時点で、同じ年度で御自身の都合でやめられた救命士の資格を持った方がお二人見えますので、この段階でマイナス5ということになります。ただ、平成29年度につきましては、平成28年からのマイナス5ではなくて、平成29年度になりまして新規採用の職員に救命士の資格を持った職員が1人入ってきているのと、あと平成28年度に養成所のほうに行った職員が国家試験をパスして、運用のほうも修了して、平成29年度から運用開始となったため、差し引きしてマイナス3ということで、こういった数字になります。

○牧野委員 わかりました。

同じ83ページの一番下の下段に、高規格救急自動車4台を適正に運用するためにはと書いてあるんですが、救急救命士運用15名で4台はフルに動かせるということなのか、足りないということなんでしょうか。

○消防総務課主幹 この運用の15人を、消防のほうは3交代でやっている関係もございます。また、線路の東側には東分署というところもございますので、東分署では現在、各グループに1人ずついます。東分署のほうは救急車が1台ですので、3交代ですので、救急車のほうに同乗する形が可能です。また、本署のほうは、残りの3台ございますが、各グループに最低1人は、高規格の救急車に救命士が1人乗る形の体制をとって、署のほうで運用しております。

○牧野委員 わかりました。

追加の質問ですが、報告書の50ページに、これがわからないんだ。50ページの成果の状況に薬剤投与救急救命士運用と書いてあるんだけど、薬剤投与の救急救命士と救急救命士とは資格が違うんですか。

○消防総務課主幹　この50ページにつきましては、上段にあります消防署のほうの関係はしているんですけども、今の違いにつきましては、取ったばかりの救命士というのは、運用救命士という形の名前、区別を我々はしているんですけども、薬剤というのは、また別のプラスアルファの資格を取ってということで、その違いがございます。今ですと、ブドウ糖の投与ですとか、エピネフリンの投与ということで、そういった薬剤を使える救命士のことを薬剤救命士というふうで区別して呼んでおります。

○牧野委員　ちょっと部門が違うんだ。ただ、名前だけ聞いているんで。でも実績が16名と入っているんで、みんな持っているというふうに捉えればいいんですか。そういうことでもないんだ。そうでもないんだ。有資格だけど運用していないというふうにとるのかな。

○消防総務課主幹　ほぼ取っているという形とさせていただいて。

○牧野委員　45ページに戻りまして、45ページの、これは嫌みで聞いているんじゃないです。13番で聞いている。13番の消防車両更新等事業、これは必要ですから当然やらなきゃ。これはこっちで聞いていいの。違うの。いいんだ。

これは、ニーズはあるということなんだけど、広域化して全体で考えたときに、私は減らせないかという思いがあるんですが、そういう検討ということとは。

[発言する者あり]

○牧野委員　一般質問になっちゃう。これはいかんな、いいわ。ニーズはあるんだね。更新しなきゃいけないんだけど、まあいいや。一般質問だ。

○委員長　よろしいですか。

○牧野委員　まあいいわ。これはやめた。

○山委員　救急救命士の関係でのちょっと補足というか、その続きの質問なんですけれども、大学だとか専門学校とかを卒業して、もともと持って入ってこられる方、それはありがたいことなんですけれども、入ってから養成所に毎年1名派遣しているという話ですけど、持っていなくて就職してから取りに行くということですよ。その方を毎年1人ですよ。どういう基準で選んでいるんですかね。年齢制限とか、職場の中で面接するとか何か、そういっ

た基準はあるんですか。あるいは、なることを望む人は多いんですか。行きたいという人は多いんですか。

○消防総務課主幹　我々消防総務課だけで決めることではありませんので、消防全体で考えて計画的に養成のほうはしていつている形になるんですけれども、年齢が同じだったりいたしますと、当然、後々退職を迎えるときもございます。その人数が抜けたりしたりすることも考慮したり、あと年齢によっては、私もその一人なんですけれども、異動で消防本部に異動したりですか、あと別の救急から異動でかわったりする、年齢的に時期が来ますと。そういったことも考慮して重ならないように、若ければ若いほうが長くやっっていけるということも考慮しながら、消防全体で考えて決めている形です。

あと細かいことでいいますと、救急業務に携わった時間ですとか、救急車に乗っている時間というのも細かな決まりでありますので、そういったのもクリアしないと選考には値しなくなりますんで。

○山委員　そうすると、例えば年齢で何歳までの人がエントリーできるとか、就職してから何年目までの人だとか、何かそういう一律の決め方ではないわけ。

○消防長　申しわけございません。うちのほうとしましては、一度資格を取ると当然、養成するにもある程度金がかかるもんですから、50歳ぐらいまで現役で続けられるというのを一つの目安にしていますので、当然養成しますと、大体30前後ぐらいの職員のほうから、7カ月の長期の研修ということで、最終目的は国家資格の取得ということになりますので、かなりそこら辺、自分ででも、いわゆるやる気のある人間というか、研さんを重ねている人間の中から選ばせていただいております。

○山委員　先ほどの成果の報告書の話の続きで、83ページで今後の方向性の課題で、救急車が4台あって、最低そこに1人ずつは乗るというお話でしたけど、去年私、本会議で議案質疑をちょっとしたんですけれども、年間の救急出動の件数が四千数百件、5,000件までは行っていないですかね。完璧に100%ということじゃなくて、何らかの事情があって救急救命士が乗らなかったか乗れなかったかしたケースが十数件あったと思うんですけれども、平成29年度はそういったケースはなかったんですか。今のお話を伺っていると、

本当に最低限の人数ですけど、全部乗ったというようなふうに、100%というニュアンスで受け取ったんですけど、平成29年度はどうでしたか。

○消防総務課主幹 運用に関しましては、後から消防署のほうがそういうデータは持っていると思いますので。

○山委員 消防署の職員のことはいくつかですか。

決算で見ますと、どこかのページに女性用の仮眠室の改修工事ということで、女性の方が入られたということだと思えるんですけども。ただ、2人入られたんですかね、去年、平成29年度に。2人入られて、そのうちの1人の方は、消防学校も卒業できたのかできなかったのかちょっと知らないですけど、数カ月でやめてしまったというお話があるんですけど。消防というのはほとんど今まで男性の方の職場だったということで、女性が非常にまだ少ないということもあるかと思うんですけど、そういう独特の職場の風土とか環境があったのか、個人的なことなのか、その辺はどうなんですか。せっかく女性に来ていただいたんですけども。

○委員長 暫時休憩します。

午後4時18分 休憩

午後4時19分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○消防長 申しわけございません。本人のプライバシーにかかわる問題もございまして、こちらのほうは答弁を控えさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○委員長 ほかによろしいですか。

○藤岡委員 295ページの防災ヘリコプター、これは愛知医大のドクターヘリも含まれているんですかね。これは防災ヘリコプターだけですか。

○消防総務課主幹 今の御質問でございしますが、防災ヘリコプターとドクターヘリというのは別のものになります。

○委員長 よろしいですか。

○藤岡委員 昨年度は特に分担金を払っていますが、防災ヘリコプターが江南市に来たということはないんですか、出動要請というのは。

○委員長 じゃあ、消防署のほうで。

ほかによろしいですか。

〔「ちょっと待って」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　じゃあ1問だけ。

○東委員　　すぐ終わります。

さっきの救命士の関係のね。話を聞いていてよくわからなかったのは、そもそも4台の救急自動車があると、適正なという言い方なんだけど、本来はもともと何人いるんですか、大体。本来基準というのはよくわからないんだけど。先ほど何か、15人で運用しておるから、別に東分署で3人見えます、あと残りはこちらは12人ですよ、差し引きしていけば。それで3交代だから、1人乗ればオーケーですよというような言い方だったんですけど、本来、もともと基準からいくと何人の方に乗っていただかないかんとというのはあるんですか。1人でいいんですか。

○消防総務課主幹　　高規格の救急車を購入している関係もあるんですけども、最低は1人以上は、基準ということではないんですけども。ただ、救命士のやるべきことというの、当初の救命士法ができたときと比べると、平成3年に救命士法がたしかできておるんですけど、この平成30年までに幾つかふえておりますし、また1人でやるよりも2人でというところもあるので、現状、今の消防署の運用としましても2人乗って1次隊としては出ているのが現状です。これが全部4台賄えれば、一番市民の方にとっては安心できることではあるかと思うんですけども、それを目標とはしている、第6次総合計画のほうではそちらのほうの数字を目標にはしておりますが、現状は今、このような数字にとどまっているという、いろんな事情がございましてこのような人数になっています。

○東委員　　そうすると、4台あって3交代、24人ということですかね、そうすると単純に計算すると。24人にはしていきたいということですか。ありがとうございます。

○委員長　　それでは、質疑は以上とさせていただきます。

続いて、消防予防課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○消防予防課長　　それでは、消防本部総務予防課のうち、消防予防課の所管

につきまして御説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

歳入歳出決算書72ページ、73ページをお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

上段でございます12款2項6目1節消防手数料、備考欄にあります総務予防課、危険物施設設置（変更）許可検査等手数料と煙火消費許可申請手数料でございます。

はねていただきまして、92ページ、93ページをお願いいたします。

19款5項2目11節雑入で、備考欄下段でございます総務予防課でコピー等実費徴収金でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、288ページ、289ページをお願いいたします。

下段でございます9款消防費、1項消防費、1目総務予防費、備考欄にあります人件費等と、はねていただきまして、299ページ下段でございます火災予防普及啓発事業から、少しはねていただきまして、303ページ最下段にあります液化石油ガス届出受理等事業、19節負担金、補助及び交付金まででございます。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○山委員　成果報告書の86ページ、87ページの防火対象物の立入検査の実績がアップされていますけれども、3カ年にわたっての状況が記載されているんですけれども、平成29年度、昨年度は、改善の指示は相変わらず多いんですけれども、それに対して改善された件数も多くて非常に努力されているのかなと思うんですけれども、改善数が平成28年度とか平成27年度だと21件、42件ということで少ないんですけど、改善数が大幅にふえているんですけど、これも一つの成果だとは思いますが、何かこうやって改善させた要因というのはありますか。あと、どういう不備が多いんでしょうか、一般的に。

○消防予防課長　平成27年度に比べまして、平成28年度、平成29年度は改善指示数がふえているということですが、その件に関しましては、平成

28年度においては、複合用途対象物の立入検査実施棟数が、平成27年度を見ていただきますとわかりますように、48棟から135棟にふえております。複合用途対象物というのは、一つの防火対象物にいろいろなテナントなどが入っている、そういうような防火対象物でありまして、このような防火対象物ですと、軽微な不備だとか、そういうのは結構ありますので、それで平成28年度は改善指示数が194棟とふえたのが原因だと思われまます。

平成29年度にあつては、飲食店・料理店の実施棟数が過去2年に比べて約10倍ぐらいふえておりますので、その実施棟数に関して改善指示数も74棟とふえておりますので、その結果が改善指示数186棟と多くなった原因だと思われまます。

どんな不備があるかといいますと、特に多いのは消防訓練未実施、または消火器が機能不良だとか、あと設備点検の未実施などが主な不備の内容でございます。

○山委員 改善数は平成28年度は42棟しかなかったんですけども、平成29年度は128棟と大幅にふえているのは、飲食店とか料理屋さんというのは割と小規模な建物が多くて改善させやすいということですか。

○消防予防課長 委員のおっしゃるとおり、不備の内容は軽微なものが多かったということで、消火器が期限切れになっているよだとか、そういうものが多かったということで、改善数のほうも多くなっております。

○委員長 よろしいですか。

○牧野委員 私も同じ86ページで、成果報告書の。平成29年度に対象物棟数が3,057棟、これはわかりましたが、ここの中で私ちょっとよくわからないんだけど、消防用点検設備といいましょうか、設備の消防検査というんですかね、義務づけられて報告を出さなきゃならない棟数というのは何棟あるんですかね。

○消防予防課長 今の御質問ですけれども、この3,057棟ある対象件数ですけれども、その中で点検を実施したという、報告を出さなければいけないのは全てでございます。

○牧野委員 全部出さなきゃいけないんだ。

○消防予防課長 はい。

○牧野委員　それで、全部出さなければいけないということはわかりましたが、実際には実績は全部出ているんでしょうか。

○消防予防課長　点検の結果の報告は全て確認をしております。

○牧野委員　そうすると、出ているんだけど、実際に322棟、10%強ですね。見を確認に行つてというのか、この改善指示数というのは、報告書に基づく改善指示数という捉え方と、実施棟数というのか、実際に見に行つた棟数によって出てきたという、書類審査上出てきたものと実施検査をして出てきたものという数字なんですかね、この改善指示数というのは。

○消防予防課長　今の御質問ですけれども、まず実施棟数という322棟ですね、これは実際に立入検査を行つた件数です。3,057棟ある対象物のうち、平成29年度は322棟立入検査を実施したという数字でございます。

改善指示数というのは、186棟ございますけれども、これは改善報告書を出していただいたとか、そういうもので確認した……、改善指示数ね。改善指示数は、立入検査へ向かつて不備があつたところに改善してくださいという報告書ですね、それを出した数が186棟ということです。

○牧野委員　もう一回、くどくなっちゃうけど、報告書によって改善指示数を出したんじゃないしに、実施棟数によって指示数……、違うんだね。もう一回言つて。改善棟数の186棟は、報告書に基づいて出したのが186棟ですか。

○消防予防課長　実際に立入検査に行つて見て不備を、改善指示数を出しております。

○牧野委員　わかりました。ということは、いつも毎年出してくれているんだけど、実際見に行つたら、出している内容とちょっと違って、もっとここも直さないかんということなんですかね、実際には。

○消防長　済みません、先ほど答弁させていただきました部分、いわゆる防火対象物というのは、法的に全て点検結果を出さなければならないというものはあるんですが、その中にも2種類ございまして、1年に1回の報告のものと3年に1回でいいよという報告のものがございます。あくまで法律的に報告を出さなければいけないと申しましたのであつて、実際に立入検査にお邪魔して点検の報告が出していないというものが不備としてあるという。

○牧野委員　100%出していると言つたじゃん。

○消防長 100%出す必要があるということで、100%出していただいているわけではございません。申しわけございません。

○牧野委員 一番最初に僕が質問したときは、対象数は何棟あって、それは全部出していますかと言ったら、全部出していますと言ったもんだから、すごいなと思ったの、私は。だから、それでなおかつ立入検査をして改善指示数が出てくるというのは、うーんと思ったから聞いているんで、出さなきゃならないけど、100%出しているわけじゃないんだね、多分。

○消防長 そのとおりでございます。申しわけございません。

○牧野委員 それならわかる。その理屈がわからないから、私、何回でもくどく聞いていた。わかりました。1年に1回と3年に1回ということで、出していないのもあると。それで含めて立入検査をしたら、これだけ出てきたと。こういう数値だと。でも、よくなっているなあと思いました。よくわかりました。

それからもう一つ、87ページの対応方法、ここで用途や規模で対象を絞り込んで実施するとともに、他課からの協力を得ると。他課から協力を得られる体制というのは、そういう何かあるんですか、横連携というのか。

○消防予防課長 他課からの協力ということですがけれども、消防署の警防隊員の警防グループのほうを想定しております。消防活動を実際に行う警防グループ員が査察を実施することによりまして、防火対象物の構造だとか特性を知ることにより警防業務の知見を広げることができるということから、実現に向けて現在取り組んでいるところでございます。

○委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

○東委員 続きですけどね、今の。この続きの文章、対応方法の。これは、今後出てくるからという意味がよくわからないんだわ。重大な消防法令違反対象物に対しては引き続き違反是正を行いという言い方は、具体的に今回、例えば実施検査をやっているじゃないですかね。その中にこういうような例があったのか、それとも今後出てきた場合にはこういう是正を行うという意味なんですかね。具体的にあったなら、例えばどういうものかということがお聞きしたかったんですけどね。

○消防予防課長 重大な消防法令違反対象物でございますけれども、消防法令によって建物に設置義務が義務づけられているものがたくさんありまして、その中でも、屋内消火栓設備だとかスプリンクラー設備、また自動火災報知機のいずれかが消防法令に違反して設置されていないものや、設置されていても維持管理が悪くて機能していない状態である、そういったものを重大な消防法令違反対象物と言っているんですけれども、現在も重大な消防法令違反対象物がございます。今後も出るかもわかりませんが、それに対して引き続き粘り強く違反是正をしていこうということでございます。

○東委員 それは例えば、平成29年に改善指示数を出したのは186棟あるじゃないですか。その中に含まれておるといことなの、その重大な違反したというのは。例えば何件あるの。もしあるなら、そのうち何件が重大違反なんですかね。

○消防予防課長 この表の改善指示数の186棟、その中に重大な違反対象物も含まれているところもあります。立入検査に行っていないと、ここに含まれないもんですから。この対象物のところに立入検査に行ったところは、その改善指示数に含まれております。

○東委員 立入検査をしていないところにもあるよというように今のは聞こえますけど。

○消防予防課長 立入検査は毎年に行けないもんですから、グループ化してサイクルで回っているんですけれども、平成29年度に行っていないところもございます。

○東委員 何件かというのは把握してみえるんですか、全部で。

○消防予防課長 重大な違反対象物でございますけれども、平成30年現在で年度当初は27棟、重大な消防違反対象物を確認しておりました。今年度内、立入検査に行って、新たに3棟の違反対象物を確認しましたので、現在30棟でございます。

○委員長 よろしいですか。

[挙手する者なし]

○委員長 それでは、以上とさせていただきます。

暫時休憩します。

午後 4 時 39 分 休 憩

午後 4 時 40 分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に引き続いて会議を開きます。

続いて、消防署について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○消防署長 それでは、消防本部消防署所管の歳入歳出決算につきまして御説明を申し上げます。

歳入はございませんので、歳出について御説明申し上げますので、歳入歳出事項別明細書304ページ、305ページをお願いいたします。

上段にございます9款1項2目消防署費、備考欄、人件費等から、312ページ、313ページの上段、教育費の前まででございます。

なお、補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

○藤岡委員 先ほどの話ですけど、成果報告書の50ページの火災現場到着所要時間と救急現場到着所要時間ですね、これが9.6、6.7というので、さっきの中北指令に移ったということでふえたのか減ったのかとか、そういうようなことがもしあったらお願いしたいんですが。

○消防署長 施策評価の火災救急救助体制の強化の中の、今、委員が言われました火災現場到着所要時間と救急現場到着所要時間。先ほどの中北センターが始まりまして、これで3年目に入ると思いますが、その中でこの成果評価にありましては、あくまでも火災・救急の現場到着所要時間。119が入りましてセンターのほうで受けてから、出動指令から指令までの時間の短縮に努めるということで、これは距離によって、この成果は時間が変わってきます。それで、センターができたから119番、指令が速くできるかという御質問ですと、センターにおきましては発信地表示システム等々という設備もついておりまして、まだ時間等の検証等は行っておりませんので、はっきりした数値は今のところわかりませんので、よろしくお願いいたします。

○藤岡委員 それと、あとさっきのヘリコプターですよね。防災ヘリコプタ

一と、あとドクターヘリですよ、それが昨年度、出動があったのかどうなのかという、それがわかれば。

○消防署長 先ほどもちょっと前の課のときにもありまして、今、確認に行っておりますけれども、昨年度、平成29年度にありましては、愛知防災ヘリコプターにありましては、たしか来ていただきましたのが、イベント、アピタ江南西店と、あと木曾川で行われました水難救助訓練が3回、あと木曾川での水難事案が1件あったと思います。あと、火災でも1件呼んだということで。確かな数値を今持ち合わせてございませんけど、よろしいでしょうか。

○委員長 よろしいですか、今の答弁で。

○牧野委員 僕も成果報告書の50ページで、これはすごいなと思って聞きたいんですが、成果の状況、50ページ中段。心拍再開率というのが半数以上になっているんですが、これはすごいなあとと思ったんですが、これは救急救命士のおかげなんですかね、AEDも含めて。だから、こんなに上がって、急にすごく上がっているんですが、51.1というのは。

○消防署長 心拍再開率と申しますのは、心肺停止傷病者の心拍が再開した割合でございまして、心拍再開者数を心拍停止傷病者数で割ったものでございますけれども……。

昨年にはありましては、救急現場でバイスタンダー、居合わせた方が心臓マッサージ等をしていただきまして救急隊に引き継いだということで、蘇生率も上がってきているということでございます。

○牧野委員 市民が協働で心拍が、AEDや手で人工呼吸でよみがえったのが51%あるというふうにとるんだね。含めてだ。

○委員長 よろしいですか。

○牧野委員 感動しました。

○委員長 ほかに。

○山委員 済みません、先ほどもちょっと間違えて尋ねちゃったんですけど、救急車が4台あって、必ず1名は救急救命士を同乗させるという方針で、最低限の……。

救急車が4台あって、各1台に1人ずつ、常に24時間誰か乗れるように方針で15人という運用だと思うんですけども、昨年度の本会議の私の質疑で、

年間の出動件数は多分四千数百件だと思うんですけども、何らかの事情があつて乗らなかったのか乗れなかったのか知らないですけども、救急救命士が同乗していない件数が十数件あつたと思うんですよ。平成29年度においてはそういうケースはあつたのかということと、出動件数はどれだけあつたのかということをお尋ねしたいのと、あとこれは江南市の方針として、必ず1名乗せるというのは悪いことじゃない、いいことだと思うんですけども、中度というか、軽度というか、そういう搬送も結構多いと思うんですよ。100%どうしても乗せなきゃいけないんですかね。

○消防署長 救急車は4台ございますけれども、運用救命士は15名ということで、昨年、ここ数年でございまして、15名しかおりませんので、先ほど24人までは目標としておりますけれども、24名になつても1名のときもあるかと思ひますけれども、救命士の研修ですとか、病気ですとか、休暇等々ありまして、1台目、2台目、1次出動、2次出動は出られますけれども、救急事案が重なつたときに、4台目の救急車として出られなかつたことが数件、ちょっと今データのほうは……。

○山委員 細かいところはいいですけど。100%ではなかつたということですね。

○消防署長 そう記憶しております。

○山委員 これは24時間365日ですよ。意外と軽いものとか、こんなのでというのものもあるわけじゃないですか、実際。そういったものに対しても、江南市の消防としては100%としてこれからもやっていくというつもりなんですか。難しいか。意外と重症かもしれん。

[発言する者あり]

○消防長 申しわけございません。あくまで軽症かどうかというのは、119受信時で救急車が出動するものですから、現場に着いて100%軽症という保証はございませんので、江南市消防といたしましては、最低1人救急救命士を乗せた形の運用をしていきたいということで、よろしくお願ひします。

○山委員 これも前、本会議の議案質疑で聞いたことがあるんですけど、頻回利用というんですか、何回も同じ世帯から電話がかかつてきていて。今は中北指令のほうに119番が入るようになったんですけど、前の3階でやって

いたときは、そこを見せてもらったことがあるんですけど、そういう人のリストアップじゃないですけど、ちょっと小さい字で書いて張ってあったのを見たことがあるんですよ。そういうケースというのはやっぱり常にあるんですか、一定数。

○消防長　これは多分、以前にもお答えさせていただいているとは思いますが、御本人様は必要だと思って呼ばれているということですので、うちのほうでは頻回利用とかそういう判断はいたしておりません。たまたま回数が多いというだけでございますので、御理解のほどよろしくお願ひします。

○山委員　1世帯で、その1人の人で最高で何回だったとか、内々で統計はとっているんですか。

[発言する者あり]

○山委員　答えにくいかな。内々の話はしていかなので、この辺にしておきましようか。

○委員長　よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○消防署長　先ほどの心拍再開でございますけれども、現場だけではなしに、医療機関、病院に行ってから再開したというのもありますので、率がそのように上がっております。済みません、よろしくお願ひいたします。

○委員長　それでは、消防署については以上とさせていただきます。

本議案の総務部総務課の答弁について、答弁訂正の申し出がございますので、これを許可いたします。

○総務部長　お時間が押しておる中で大変申しわけございません。

先ほど総務課の審査の中で、情報公開の件数の質疑がございました。その件数について、少し誤りがございましたので、答弁訂正させていただきます。

○総務課長　貴重なお時間、申しわけございません。

先ほど山委員さんの答弁で、私、33件と答えさせてもらいましたが、31件の間違いでございますので、訂正しておわび申し上げます。済みませんでした。

○委員長　よろしいですか。

[挙手する者なし]

○委員長　それでは、議案第64号　平成29年度江南市一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を全部終了させていただきます。

暫時休憩いたします。

午後4時53分　休　憩

午後4時53分　開　議

○委員長　それでは、休憩前に続いて会議を開きます。

議案第64号を挙手により採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長　賛成多数でございます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

行政視察について

○委員長　引き続き、行政視察についてを議題とさせていただきます。

資料につきましては、タブレットのほうに配信をさせていただきますので、御確認をお願いいたします。

本件につきましては、先般の委員会におきまして、正・副委員長に一任をいただいておりますので、検討させていただきました結果の資料を配信させていただきますので、よろしく願いをいたします。

日程につきましては、10月16日火曜日から10月18日木曜日までの2泊3日です。

視察先と調査内容につきましては、10月16日は兵庫県豊岡市で移住定住プロモーションについて、翌17日は兵庫県朝来市で小規模多機能型自治について、最終日の18日は奈良県橿原市で証明書コンビニ交付サービスについてとマイナンバーカード普及の取り組みについてをそれぞれ調査させていただきます。

この内容で進めさせていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。それでは、そのようにさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

なお、詳細な資料につきましては、来月中旬までに事務局からお届けをいたしますので、視察当日にはお持ちいただきますようお願いを申し上げます。

常任委員会の研修会について

○委員長 続いて、常任委員会の研修会についてを議題といたします。

本件につきましても、先般の委員会の後、皆様からの御意見を頂戴することでございましたけれども、特に承りませんでしたので、正・副委員長のほうで調整をさせていただきました。

内容につきましては、副委員長より若干御説明させていただきますので、お願いいたします。

○東猴委員 テーマが、これは委員長もやりたいとおっしゃっていたテーマなのですが、RPAというテーマでやりたいと思います。

RPAというのは、ロボティック・プロセス・オートメーションと。簡単に言うと、AIを中心としたロボットに、業務プロセス、業務作業を自動化させて人間の負担を軽くさせようと。AIにできることはAIにさせて人間の負担を軽減させようということ、銀行を中心として民間企業がやっていたんですが、最近、総務省の肝いりで、まだ少ないですが、自治体でもつくば市を初めとして導入し始めて、今後、全国に広がっていく可能性があるテーマでありますので、この機会にRPA、今、こういった自治体が導入しているのか、RPAで何ができるのかということ、江南市にシステムを導入しているNECさんを講師にお呼びして、このテーマでやったらどうかということなんですが、いかがでしょうか。

○委員長 今、副委員長のほうから正・副委員長で検討させていただいておる内容について御報告をさせていただきましたが、このような内容で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「お任せします」と呼ぶ者あり〕

○委員長　それでは、一任ということでしたので、そのように進めさせていただきます。

なお、日程につきましては、例年11月か1月に実施をしておりますので、先方との協議も踏まえまして、例年のように11月か1月ということで日程を検討させていただいて、また御報告をいたしますので、よろしく願いをいたします。

それでは、以上で本日の委員会の議題は全て終了いたしました。

5時若干前でございますけれども、早朝より皆様方には御熱心に審議をいただきまして、何とか1日で終わることができそうでございます。ありがとうございました。

以上で、総務委員会を閉会させていただきます。

午後4時59分　閉　会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

総務委員長 幅 章 郎